

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月17日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンド
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（５）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.85%（税抜3.50%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約^{*1}に基づいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチング^{*2}により当ファンドの受益権を取得する場合は、無手数料とします。

^{*1} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

^{*2} 「スイッチング」とは、日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンド（年4回決算型）の受益者が保有する当該ファンドの受益権を換金した手取金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みを行うことをいいます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあります。

- ・「分配金受取りコース」・・・収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。
- ・「分配金再投資コース」・・・収益分配金が税引き後、再投資されます。

「分配金再投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2023年3月18日から2023年12月18日までとします。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。

取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

^{*} 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

(1 0) 【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売 出) 価格」の照会先までお問い合わせください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(1 2) 【その他】

申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、環太平洋地域（アジア・オセアニア^{*1}、北米^{*1}および中南米^{*1}をいいます。以下同じ。）に属する各国の企業^{*2}が発行する株式に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*1 「アジア・オセアニア」とは、たとえば、中国、韓国、香港、オーストラリア等、委託会社がそれに該当すると判断する国（日本を含みます。）をいいます。なお、当該国には地域を含みます。

「北米」とは、アメリカおよびカナダをいいます。

「中南米」とは、たとえば、ブラジル、メキシコ、ペルー等の中南米各国のいずれか何らかの形で密接な関係を持つと投資先ファンドの運用会社^{*3}の運用担当者が判断する国をいいます。

ただし、当ファンドは、前記の国の全ての企業の株式に投資するものではありません。また前記以外の国の企業の株式に投資することもあります。（以下同じ。）

*2 「環太平洋地域に属する各国の企業」とは、投資先ファンドの委託会社または運用会社^{*3}の運用担当者がそれぞれに、それに該当するかを判断します。

*3 後記「（二）ファンドの特色 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 内外 / 株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

*3 投資先ファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。投資先ファンドの詳細および投資対象資産の詳細については、後記「（二）ファンドの特色 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

決算頻度：年1回

投資対象地域：日本、アジア、オセアニア、北米、中南米

投資形態：ファンド・オブ・ファンズ

為替ヘッジ^{*4}：なし

*4 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

*1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 親投資信託および外国投資証券への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち、大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年1回： 目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	日本、アジア、オセアニア、北米、中南米： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本、アジア、オセアニア、北米、中南米の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ： 一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」……目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」…目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社で作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()		
	年2回	日本				
	年4回	北米				
	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
		オセアニア				
		中南米				
	日々	中近東 (中東)			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ()	エマージング				
	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))					
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

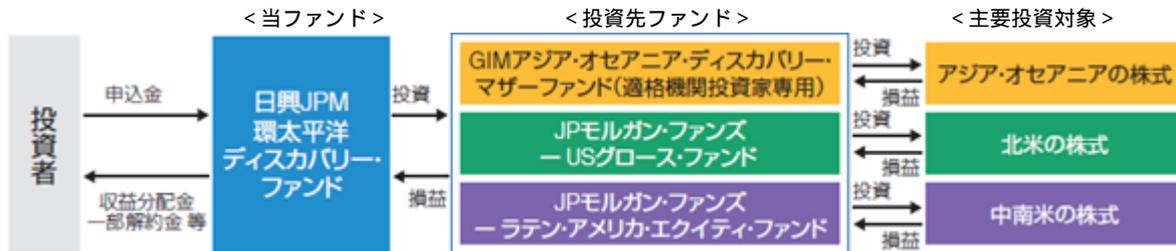
（二）ファンドの特色

投資先ファンドを通じて、自国とその周辺地域のみならず環太平洋地域全体の成長を取り込みながら伸びていく環太平洋地域の企業の株式に主として投資します。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式^{*}により運用します。

* 当ファンドのファンド・オブ・ファンズ方式では、当ファンドの資金を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行います。

その仕組みは以下のとおりです。



<投資先ファンド>

当ファンドは、親投資信託「GIMアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券、外国投資法人「JPモルガン・ファンズ・USグロース・ファンド」が発行する外国投資証券、および外国投資法人「JPモルガン・ファンズ・ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンド」が発行する外国投資証券に投資します。当該受益証券および外国投資証券を以下総称してまたはそれぞれ「投資先ファンド」という場合があります。また、投資先ファンドを以下の略称で記載する場合があります。投資先ファンドの詳細については、後記「投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

投資先ファンド	略称
GIMアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券	アジア・オセアニア株式ファンド
JPモルガン・ファンズ・USグロース・ファンドの外国投資証券	北米株式ファンド
JPモルガン・ファンズ・ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンドの外国投資証券	中南米株式ファンド

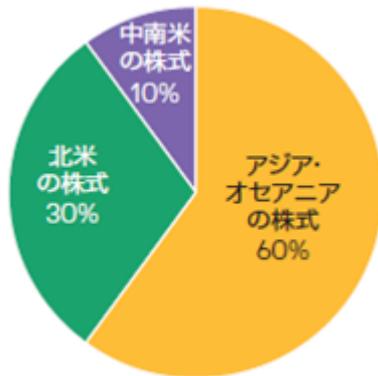
当ファンドのキャッシュ^{*}を除いた部分について、投資先ファンドを原則として概ね以下の割合で組入れ、各々の主要投資対象に実質的に投資します。

* 「キャッシュ」とは、日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンド信託約款（以下「信託約款」といいます。）第16条第2項各号に掲げる投資対象をいいます。

投資先ファンド名	主要投資対象	組入比率
アジア・オセアニア株式ファンド	アジア・オセアニアの株式	60%
北米株式ファンド	北米の株式	30%
中南米株式ファンド	中南米の株式	10%

投資先ファンドの基準価額^{*}の変動、当ファンドにおける資金流入等によって、前記の割合から乖離した場合は、当該乖離の要因を考慮しつつ、適切と考えられる時期に概ね前記割合となるよう調整します。

* アジア・オセアニア株式ファンドにおいては、純資産総額をその時点の受益権総口数で除した金額を基準価額とみなします。

< 投資先ファンドの組入比率^{*} >

* 市場の動向等によっては組入比率からの乖離が大きい状態が一定期間継続することがあります。

キャッシュを除いた組入比率です。

徹底的に企業分析を行い、環太平洋地域の成長をテーマに、その時々市場環境にあわせた『ベストアイデア』銘柄^{*1}をいち早く発掘します。

ボトムアップ・アプローチ^{*2}を重視した運用を行います。

*1 「『ベストアイデア』銘柄」とは、より株価の上昇が見込まれると判断される銘柄をいいます。ただし、当該銘柄の価格の上昇を保証・示唆するものではありません。

*2 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、企業取材^{*3}に基づく、個別企業の調査・分析を重視して銘柄の選定を行う運用手法をいいます。

*3 「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

先進国から新興国までグローバルに張り巡らされた調査網を活用します。

J.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}のグローバルな調査網を活用します。

* J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

投資先ファンドの特徴

アジア・オセアニア株式ファンド

名称	GIMアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍・親投資信託
目的	主にアジア・オセアニア各国の企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
主要投資対象	アジア・オセアニア各国のいずれかと何らかの形で密接な関係を持つと運用会社が判断する企業が発行する株式
主な運用方針	アジア・オセアニア経済圏各国の成長に着目し、利益成長性が高く、かつ割安であると判断される銘柄に、主として投資します。
ベンチマーク	ありません。
運用会社（委託会社）	J.P.モルガン・アセット・マネジメント株式会社

北米株式ファンド

名称	J P モルガン・ファンズ - U S グロース・ファンド (JPMorgan Funds – US Growth Fund) J P M U S グロース (Iクラス) (円建て) (JPM US Growth I)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目的	主として米国の企業の株式に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	米国の法律に基づき設立・登記されている企業、または主たる経済活動を米国で行っている企業が発行する株式
主な運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要投資対象に記載の株式を中心に投資します。 ・ カナダの企業の株式にも投資する場合があります。
ベンチマーク	<p>ラッセル1000グロース・インデックス (税引き後配当込み 円ベース) *</p> <p>* ロンドン証券取引所グループplc及びそのグループ各社 (併せて「LSEグループ」という)。© LSEグループ。FTSE Russellは、LSEグループが所有する一部の子会社の商号です。「FTSE Russell®」は、関連するLSEグループ各社の商標であり、ライセンスに基づきその他のLSEグループ各社によって使用されます。FTSE Russellのインデックスまたはデータのすべての権利は、当該インデックスまたはデータを保有しているLSEグループ各社に帰属します。LSEグループまたはライセンサーはいずれもインデックスまたはデータの誤りあるいは省略に対して責任を負いません。いかなる当事者も、この連絡に含まれるインデックスまたはデータに依存することはできません。LSEグループからのデータの追加配布は、関連するLSEグループ各社の明確な書面による同意なしに許可されることはありません。LSEグループは、この連絡の内容を宣伝促進、支援、推薦することはありません。</p>
運用会社	<p>J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク* (米国法人)</p> <p>2022年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。</p>

中南米株式ファンド

名称	J P モルガン・ファンズ - ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds – Latin America Equity Fund) J P M ラテン・アメリカ・エクイティ (Iクラス) (円建て) (JPM Latin America Equity I)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目的	主に中南米各国の企業の株式に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	中南米各国のいずれかの法律に基づき設立・登記されている企業、または主たる経済活動を中南米各国で行っている企業が発行する株式
主な運用方針	主要投資対象に記載の株式を中心に投資します。
ベンチマーク	<p>M S C I エマージング・マーケッツ・ラテン・アメリカ・インデックス (税引き後配当込み 円ベース) *</p> <p>* M S C I エマージング・マーケッツ・ラテン・アメリカ・インデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc. に帰属しています。</p> <p>M S C I エマージング・マーケッツ・ラテン・アメリカ・インデックス (税引き後配当込み 円ベース) は、同社が発表したM S C I エマージング・マーケッツ・ラテン・アメリカ・インデックス (税引き後配当込み 米ドルベース) を委託会社にて円ベースに換算したものです。</p>
運用会社	<p>J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク* (米国法人)</p> <p>2022年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。</p>

* J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「JPMIM社」という場合があります。）および委託会社は、J.P. モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

為替ヘッジは行いません。

投資先ファンドを通じて外貨建ての株式等に投資しますが、当ファンドは、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

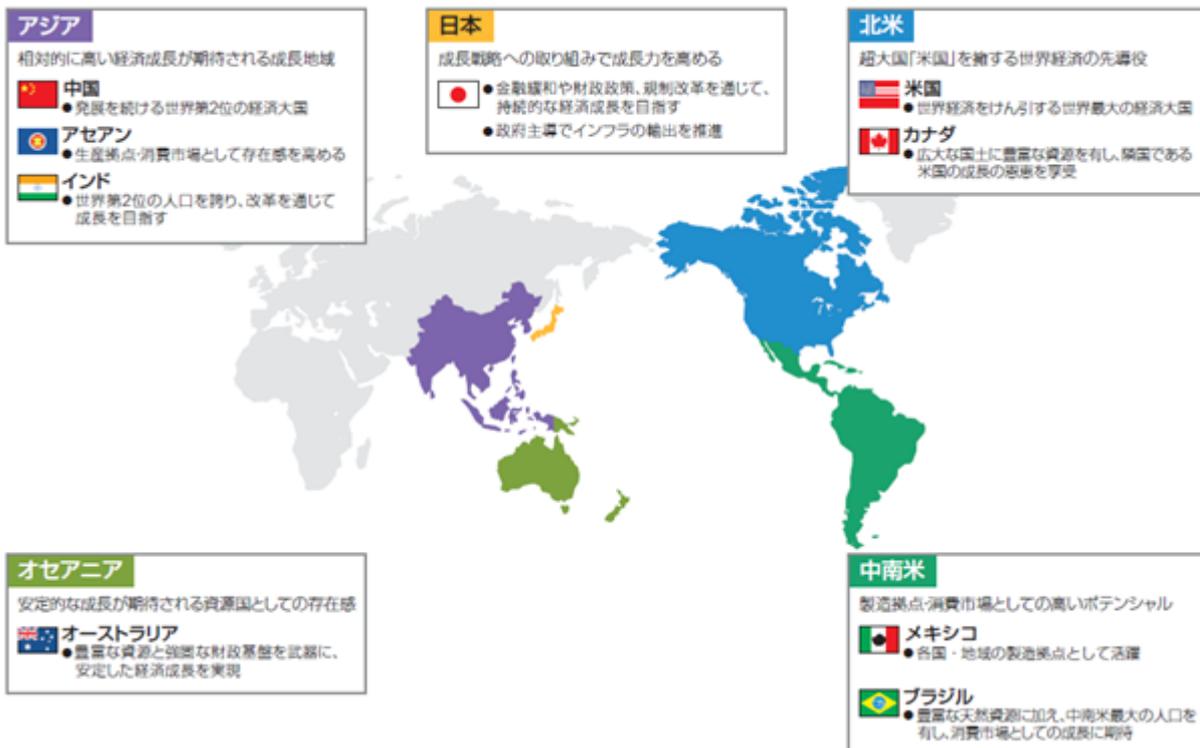
<参考情報>

環太平洋地域の魅力

環太平洋地域には、世界経済をけん引する米国、中国、日本といった世界屈指の経済規模を有する国が含まれています。

また、長期的な観点で経済成長が期待され、生産拠点・消費市場の両面で注目を集める新興アジアや中南米の国々もその構成国として存在感を高めており、巨大経済圏として多くの投資機会を有していると考えます。

多様な国々で構成される環太平洋地域



出所：IMF（2022年10月公表分） 2021年現在（一部予測値を含む）

前記はイメージ図です。前記の国・地域に必ず投資するものではありません。

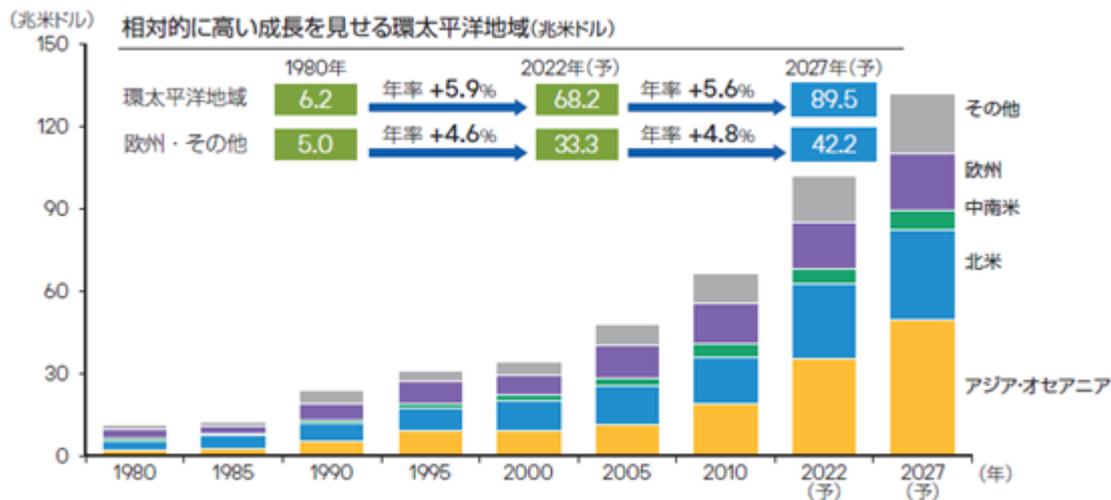
前記のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における委託会社およびJ.P. モルガン・アセット・マネジメントの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

世界経済をけん引する環太平洋地域の成長性

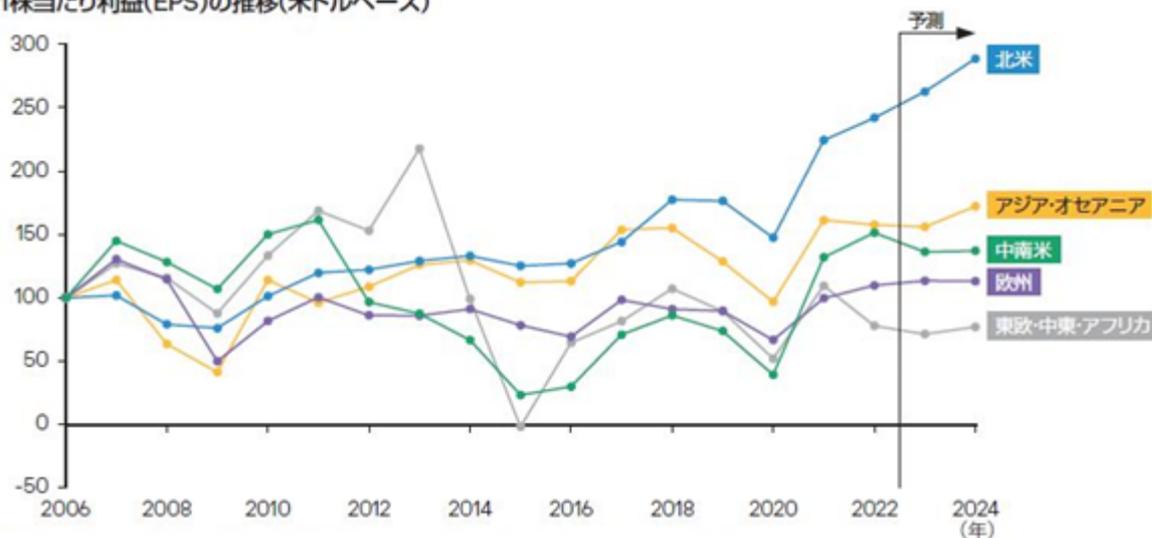
世界経済が長期的な成長を遂げていく中で、環太平洋地域は他の地域を上回る成長を実現しており、今後も世界経済をけん引していくと考えられます。

また、北米やアジア・オセアニアの企業を中心に長期にわたり相対的に高い利益成長を実現してきたことも、投資対象としての魅力の一つと考えられます。

世界のGDPの推移



企業の1株当たり利益(EPS)の推移(米ドルベース)



(上グラフ) 出所: IMF (2022年10月公表分) 期間: 1980年~2027年 (2022年および2027年は予測値。)

アジア・オセアニア: IMF定義のEmerging and developing Asia (中国、インド、インドネシア等)、香港、韓国、シンガポール、台湾、日本、オーストラリア、ニュージーランド

北米: 米国、カナダ

中南米: IMF定義のLatin America and the Caribbean (メキシコ、ブラジル、ペルー等)

欧州: IMF定義のEuropean Union (ドイツ、英国、フランス等)

環太平洋地域: 前記のアジア・オセアニア、北米、中南米

(下グラフ) 出所: ブルームバーグ 期間: 2006年~2024年 (2023年以降はブルームバーグ集計のコンセンサス予想。2006年を100として指数化)

北米: MSCI北米インデックス

アジア・オセアニア: MSCI ACアジア・パシフィック・インデックス

東欧・中東・アフリカ: MSCIエマージング・マーケットズEMEAインデックス

欧州: MSCIヨーロッパ・インデックス

中南米: MSCIエマージング・マーケットズ・ラテン・アメリカ・インデックス

前記インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。前記インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

前記の国・地域に必ず投資するものではありません。

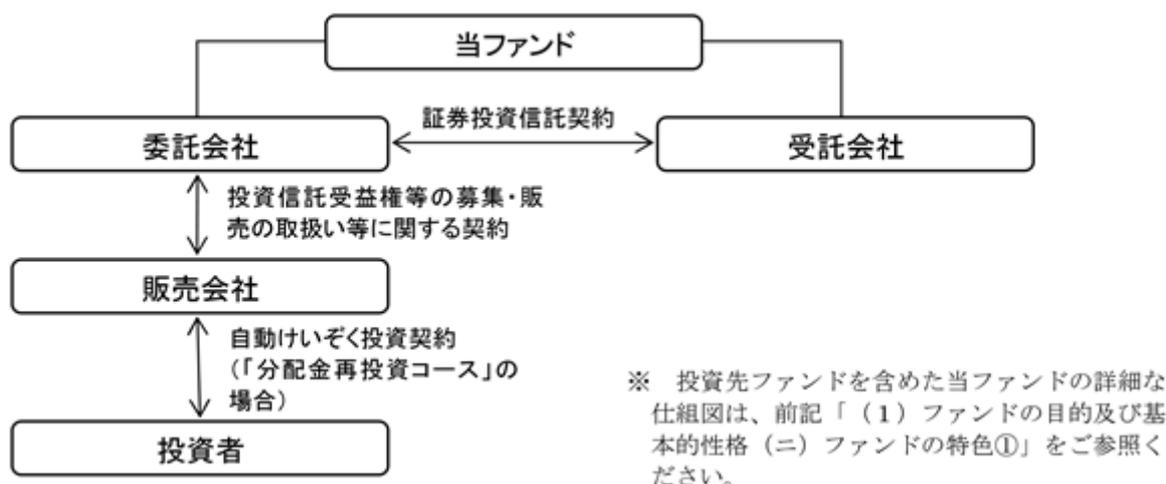
前記のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における委託会社およびJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2013年4月26日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三井住友信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（2023年1月末現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

設立年月日 1990年10月18日

会社の沿革

1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

2001年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
に商号変更

2006年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2008年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受
大株主の状況（2023年1月末現在）

名 称	住 所	所有株式数（株）	比率（％）
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、環太平洋地域に属する各国の企業が発行する株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

委託会社は、当ファンドが投資する投資先ファンドを以下の理由により選定しています。

アジア・オセアニア株式ファンド

当該投資先ファンドは、委託会社が運用するものであり、運用方針・戦略を十分理解することができるものです。委託会社は、アジア・オセアニア各国の株式に投資することにより収益を確保する目的から、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析により企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資する「E M A Pアジア株式運用ストラテジー^{*}」が有効と考えるため、当該ストラテジーを採用している当該投資先ファンドを選定しています。

^{*} 後記「（ロ）投資態度 投資先ファンドの投資態度および運用プロセス アジア・オセアニア株式ファンド・運用プロセス」をご参照ください。

北米株式ファンドおよび中南米株式ファンド

当該投資先ファンドは、委託会社が属するJ・P・モルガン・アセット・マネジメント内の運用会社が運用するものであり、委託会社は当該運用会社の運用方針・戦略を十分理解できるものです。委託会社は、当該投資先ファンドの運用方針について予め分析のうえ、当ファンドの運用方針に合致するものと判断し、またそれにより収益を確保することが見込まれるため、当該投資先ファンドを選定しています。

（ロ）投資態度

当ファンドの投資態度

当ファンドのキャッシュを除いた部分について、投資先ファンドの組入比率を概ね以下の割合とします。

投資先ファンド名	組入比率
アジア・オセアニア株式ファンド	60%
北米株式ファンド	30%
中南米株式ファンド	10%

投資先ファンドの基準価額の変動、当ファンドにおける資金流出入等によって、前記の割合から乖離した場合は、当該乖離の要因を考慮しつつ、適切と考えられる時期に概ね前記割合となるよう

調整します。なおその結果、前記割合からの乖離が大きい状態が一定期間継続することがあります。

なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資先ファンドの投資態度および運用プロセス

アジア・オセアニア株式ファンド

・ 投資態度

1. 信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
2. アジア・オセアニア各国の企業^{*1}が発行する株式に主として投資します。また委託会社がそれと同等の投資成果を得られると判断する有価証券にも投資します。当該有価証券には、預託証券、カバード・ワラントおよび株価連動社債^{*2}を含みます。
3. 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

ストックコネクト^{*}を通じて中国のA株に投資することがあります。中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、現在では一定の条件下で一部の外国投資家（適格外国機関投資家）にも投資が認められているものです。

* 後記「3 投資リスク（1）リスク要因 投資先ファンドのリスク スtockコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点」をご参照ください。

*1 「アジア・オセアニア各国」とは、委託会社がそれに該当すると判断する国（日本を含みます。）をいいます。なお、当該国には地域を含みます。「アジア・オセアニア各国の企業」とは、アジア・オセアニア各国のいずれかと何らかの形で密接な関係を持つと委託会社が判断する企業をいいます。

*2 「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

「カバード・ワラント」とは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいいます。

「株価連動社債」とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

当該投資先ファンドの運用は、委託会社において当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーが行います。

当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、J・P・モルガン・アセット・マネジメント各社で横断的に構成されるE M A Pアジア株式運用チーム^{*1}の一員です。

E M A Pアジア株式運用チームの国別スペシャリスト^{*2}、アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー^{*3}およびセクター・アナリスト^{*4}からの情報ならびにJ・P・モルガン・アセット・マネジメント各社の他の運用グループの情報を基に次のように運用を行います。

- * 1 「E M A Pアジア株式運用チーム」とは、E M A Pアジア株式運用ストラテジー^{* 5}により、日本を含むアジア太平洋地域の株式の運用を担当するポートフォリオ・マネジャーの総称で、国別スペシャリストおよびアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーで構成されています。J・P・モルガン・アセット・マネジメント各社で横断的に構成されているため、同一の法人に所属しているとは限りません。同チームは、J・P・モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当する、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム（略称：E M A P）に属します。E M A Pアジア株式運用チームおよび同チームを含めたE M A P内で情報交換が行われ、各銘柄の調査・分析に活用されています。
- * 2 「国別スペシャリスト」とは、E M A Pアジア株式運用チームにおいて、それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。
- * 3 「アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー」とは、E M A Pアジア株式運用チームにおいて、アジア・オセアニア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。
- * 4 「セクター・アナリスト」とは、E M A Pにおいて、新興国および日本を除くアジア太平洋地域の各国の企業の財務分析、業界分析等により、株式等の投資価値の分析・評価を行う者をいいます。
- * 5 「E M A Pアジア株式運用ストラテジー」とは、企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行う株式運用戦略です。具体的には、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。当運用戦略は、E M A Pアジア株式運用チームが運用を担当しています。

1. 国別スペシャリストからの情報

国別スペシャリストは、担当国に特化して現地に密着した企業取材を行い、各企業の事業内容、収益性、財務・経営状況等を徹底的に調査・分析します。そのうえで、各国の経済動向等のマクロ動向を加味し、各国の推奨銘柄群を抽出します。

2. アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーからの情報

アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーは、アジア・オセアニア地域内の経済動向等のマクロ動向および個別企業を比較・分析します。

3. その他の情報

アジア・オセアニア地域以外の国の担当者^{* 1}は、アジア・オセアニアの企業の業績に与える影響等を分析するため、アジア・オセアニア地域以外の国の競合他社の個別企業情報を収集します。セクター・アナリストは、個別企業および当該企業が所属する産業の見通し、経営陣の資質、資本構成や競争優位性、個別企業の利益成長、配当持続性、バリュエーション^{* 2}の変化、通貨価値等の調査・分析を行います。また、これらの調査・分析に基づき、各企業の今後5年間の株価予想リターンをランキングします。

情報の提供

4. ポートフォリオの構築

当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、1で抽出された各国の推奨銘柄群を中心に2のアジア・オセアニア地域の情報、さらに3の情報を加味して総合的に企業分析を行い、投資対象銘柄を絞り込みます。そのうえで、投資目的、リスク、業種分散等を考慮して、利益成長性が高く、割安であると判断される銘柄に投資します。

- * 1 「アジア・オセアニア地域以外の国の担当者」とは、E M A Pアジア株式運用チーム以外のJ・P・モルガン・アセット・マネジメント各社に所属し、アジア・オセアニア地域以外の国のそれぞれの担当国において、調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーやアナリスト等のことをいいます。
- * 2 「バリュエーション」とは、企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安であるかの判断をいいます。

前記の運用プロセスで使用する情報は委託会社以外のJ・P・モルガン・アセット・マネジメントに所属する者からのものも含まれます。

北米株式ファンド

- 投資態度

主に米国の企業の株式に投資し、資産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

なお、カナダの企業の株式にも投資する場合があります。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおいては、その運用会社である J P M I M 社が、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

調査対象企業の選出

米国株式運用グループの米国グロース株運用チームに所属するポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストは、投資対象企業群について、数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析（定量分析）、および現地に密着した企業取材等による、業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析（定性分析）を行い、より詳細な調査を行う対象となる企業を選びます。

調査対象企業の詳細分析

前記 で選出した銘柄について、米国株式運用グループの米国グロース株運用チームのポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストは、主に以下の視点から各投資対象企業の分析を行います。

- ・ 企業の成長力：企業の業績成長の裏付けとなる成長機会が存在するか、利益率が拡大する余地があるか等
- ・ 企業の競争力：同業他社比の優位性はあるか、ビジネスモデルは有効であるか等
- ・ 経営陣の執行能力：経営陣に十分な執行能力があるか、長期的な経営戦略の有効性があるか等
- ・ 財務の健全性：健全な財務状況を有しているか、収益構造が安定的であるか等

ポートフォリオの構築

米国株式運用グループの米国グロース株運用チームに所属する当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、前記 で分析した銘柄の中から、ポートフォリオ全体の業種の分散や利益成長力、リスク、組入銘柄が迅速かつ適正な価格で売買できるか（流動性）、市場環境、各銘柄に対する米国グロース株運用チームの見方に配慮しながら、当該投資先ファンドのポートフォリオに組入れる銘柄およびその組入比率を決定します。

中南米株式ファンド

・ 投資態度

主に中南米各国の企業の株式に投資し、資産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおいては、その運用会社である J P M I M 社が、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

個別銘柄の評価

J . P . モルガン・アセット・マネジメントの各運用拠点に在籍する、各地域の中南米を含めた新興国株式を担当するアナリストは、現地に密着した企業取材を行います。収集した情報に基づき、投資対象企業について、業種内での競争力、経営陣の質、株価バリュエーション等について綿密な分析を行い、長期の業績予想やバリュエーション予想を行います。最終的に、これらの予想に基づく利益成長、配当、バリュエーションの変化、通貨の4項目の予想値を用いて、投資対象企業に現在の株価で投資した場合の長期的な「期待リターン」（期待収益）を算出します。

国別・業種別評価

E M A P に属するマクロ・ストラテジスト^{*}による「バリュー（割安度）」および「モメンタム（株価の勢い・方向性）」の各要素に基づく分析として、P B R（株価純資産倍率）、P E R（株価収益率）等の指標に基づく定量分析と、政治情勢、市場の成熟度等の数値データで定量的には捉えづらい材料を考慮した分析（定性分析）を基に、マクロ・ストラテジストとE M A P に属するポートフォリオ・マネジャーが、当該投資先ファンドの投資対象国別および業種別に相対的な投資魅力度について議論し、5段階の国別・業種別評価（1 = 最も魅力的、5 = 最も魅力的でない）に分類し、これを前記の個別銘柄の評価を行う際の補足として使用します。

* 「マクロ・ストラテジスト」とは、経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

組入銘柄の絞り込み

前記で算出した「期待リターン」が高いと判断される銘柄を中心に、前記で分類したその銘柄が属する国・業種の評価、市場環境、定性分析の結果としての経営の透明性や健全性等のコーポレート・ガバナンス、政情安定度等を考慮して、当該投資先ファンドのポートフォリオに組み入れる銘柄を絞り込みます。

ポートフォリオの構築

当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーが、国・業種の分散、ポートフォリオ全体のリスク、個別銘柄の流動性等に配慮しながら、当該投資先ファンドのポートフォリオに組み入れる銘柄およびその組入比率を決定します。

（ E S G ^{*} 投資について）

投資先ファンドの運用プロセスにおいて、環境、社会、そしてガバナンス面（企業統治）の要素が、投資対象候補銘柄のリスク要因となり得るかどうかを分析・評価しています。なお、この評価のみが投資判断を決定付けるものではなく、リスク要因を十分考慮しつつも、リスクが認められる銘柄を組み入れる可能性や、当該銘柄を継続的に保有する可能性があります。

* 「E S G」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記の「J Pモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について」をご覧ください。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）

イ．有価証券（金融商品取引法第２条第１項に定めるものをいいます。以下同じ。）

ロ．約束手形（前記イに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（前記イまたはロに該当するものを除きます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、親投資信託であるG I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券、外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第23項で定めるものをいいます。以下同じ。）であるJ Pモルガン・ファンズ - U S グロース・ファンドが発行する外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）、および外国投資法人であるJ Pモルガン・ファンズ - ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンドが発行する外国投資証券、ならびに次の有価証券に主として投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

５．コマーシャル・ペーパー

６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から５までの証券または証書の性質を有するもの

７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１から４までの証券および６の証券または証書のうち１から４までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。また、債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）を行う場合は、信託約款第19条にしがいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

１．預金

２．コール・ローン

３．手形割引市場において売買される手形

４．金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または１から３に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(ホ) 当ファンドが投資対象とする投資先ファンドの名称、主要投資対象、主な運用方針および運用会社の名称は、以下のとおりです。

アジア・オセアニア株式ファンド

名称	G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）
主要投資対象	アジア・オセアニア各国のいずれかと何らかの形で密接な関係を持つと運用会社が判断する企業が発行する株式
主な運用方針	アジア・オセアニア経済圏各国の成長に着目し、利益成長性が高く、かつ割安であると判断される銘柄に、主として投資します。
運用会社(委託会社)	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

北米株式ファンド

名称	J Pモルガン・ファンズ - U Sグロース・ファンド (JPMorgan Funds - US Growth Fund) J P M U Sグロース(Iクラス)(円建て)(JPM US Growth I)
主要投資対象	米国の法律に基づき設立・登記されている企業、または主たる経済活動を米国で行っている企業が発行する株式
主な運用方針	・ 主要投資対象に記載の株式を中心に投資します。 ・ カナダの企業の株式にも投資する場合があります。
運用会社	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人) 2022年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。

中南米株式ファンド

名称	J Pモルガン・ファンズ - ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds - Latin America Equity Fund) J P Mラテン・アメリカ・エクイティ(Iクラス)(円建て)(JPM Latin America Equity I)
主要投資対象	中南米各国のいずれかの法律に基づき設立・登記されている企業、または主たる経済活動を中南米各国で行っている企業が発行する株式
主な運用方針	主要投資対象に記載の株式を中心に投資します。
運用会社	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人) 2022年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

(イ) 当ファンドの運用体制

委託会社の株式運用本部の株式運用部に所属する、ポートフォリオ・マネジャーが当ファンドの運用を行います。

株式運用本部の株式運用部には12名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。

当ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づき、投資先ファンドへの投資にかかる投資判断を行います。

委託会社の運用商品管理部門は、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、投資先ファンドの売買を執行します。

委託会社の運用分析部門において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーや運用部門から独立したJ Pモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド^{*1}(香港法人)のインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。

委託会社およびJ Pモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドの運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ J Pモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果および当ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックします。また、投資ガイドライン^{*2}の遵守状況の報告を受けます。
- ・ 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン^{*2}の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

*1 J Pモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドは、J . P .モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

*2 「投資ガイドライン」とは、当ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

(ロ)委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

(ハ)投資先ファンドの運用体制

以下の運用体制は各投資先ファンドにおけるものです。

アジア・オセアニア株式ファンド

委託会社のアジア・オセアニア株式運用は、同社におけるE M A Pアジア株式運用チームが担当しています。

E M A Pアジア株式運用チームは、E M A Pに属しています。E M A Pには、E M A Pアジア株式運用チームを含めた約100名が所属しています。

E M A Pアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト(24名(内委託会社10名所属))とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー(13名(内委託会社2名所属))が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、E M A Pに所属するセクター・アナリスト(36名)から提供される情報も活用します。

国別スペシャリストとアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーを兼務している場合があります。

E M A Pにおいて、国別スペシャリスト、アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーおよびセクター・アナリストの間でアジア・オセアニア地域の投資方針が討議されます。

当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャー（委託会社に所属する国別スペシャリストまたはアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー）は、E M A Pアジア株式運用チーム、セクター・アナリストのほか、J . P .モルガン・アセット・マネジメント各社からの情報を活用し、最終的な投資判断を行います。

有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のJ . P .モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

委託会社およびJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドの運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックします。また、投資ガイドライン^{*}の遵守状況の報告を受けます。
- ・ 委託会社のコンプライアンス部門は日本の有価証券等について、J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのコンプライアンス部門は日本以外の有価証券等について、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当該投資先ファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

- ・ 委託会社による、受託会社に対する管理体制
委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

北米株式ファンド

J P M I M社の米国株式運用グループの米国グロース株運用チーム（約40名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが当該投資先ファンドの運用を担当します。

米国グロース株運用チームは、当該投資先ファンドを含む米国グロース株ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストで構成されています。また、銘柄の分析にあたっては、他の米国株運用チームやJ . P .モルガン・アセット・マネジメント内の他の運用チームに所属するアナリストの情報も参考にします。

当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、米国グロース株運用チームに所属するアナリストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーとも議論をしつつ、投資判断を行います。

有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外の J . P . モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

J P M I M 社の運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったりリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{* 1}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います^{* 2}。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 1 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

* 2 モニターの結果、必要があれば委託会社のリスク管理部門に連携されます。

(注 1) 運用体制については、J P M I M 社を含めた J . P . モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注 2) 前記の運用体制、組織名称等は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

中南米株式ファンド

J P M I M 社の E M A P（約100名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが、当該投資先ファンドの運用を担当します。

E M A P は、当該投資先ファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジストおよびアナリストが所属しています。

当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、E M A P に所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーから情報の提供を受け、投資判断を行います。

有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外の J . P . モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

J P M I M 社の運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったりリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{* 1}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います^{* 2}。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 1 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

* 2 モニターの結果、必要があれば委託会社のリスク管理部門に連携されます。

(注1) 運用体制については、JPMIM社を含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第34条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社は、前記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益^{*2}および評価益を含む売買益^{*3}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり度が小さかった場合も同様です。

* 1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第34条第1項第1号をご参照ください。

* 3 信託約款第34条第1項第2号をご参照ください。

(5) 【投資制限】

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券への投資制限

投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券への投資割合には制限を設けません。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するG I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券にかかる利金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

公社債の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）にかかるものに限ります。以下において同じ。）の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたっては、現金により担保を提供する指図を行うものとします。

B 前記Aの公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。）の範囲内となるように行います。

C 信託財産の一部解約等の事由により、前記Aの借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

D 前記Aの借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券にかかる利金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

- (ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

- (ハ) 投資先ファンドにおいてデリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下「2投資方針」において同じ。）が行われている場合には、委託会社は、投資先ファンドにおけるデリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう当ファンドにおいて管理するものとします。ただし、実際には投資先ファンドにおいてデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュース・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。（以下同じ。）

- (二) 投資先ファンドの主な投資制限は、以下のとおりです。

- ・ アジア・オセアニア株式ファンド
株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 北米株式ファンド
1企業に対する投資比率は、北米株式ファンドの総資産額の10%以下とします。
北米株式ファンドの総資産額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、北米株式ファンドの総資産額の40%以下とします。
- ・ 中南米株式ファンド
1企業に対する投資比率は、中南米株式ファンドの総資産額の10%以下とします。
中南米株式ファンドの総資産額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、中南米株式ファンドの総資産額の40%以下とします。

(参考)

アジア・オセアニア株式ファンドについて投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株

式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式をアジア・オセアニア株式ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は、アジア・オセアニア株式ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、アジア・オセアニア株式ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合は、アジア・オセアニア株式ファンドにおける市場リスク量が、アジア・オセアニア株式ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれのアジア・オセアニア株式ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、投資先ファンドを主要投資対象とし、また投資先ファンドは実質的に国内外の株式を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、投資先ファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、投資先ファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

投資先ファンドは、国内外の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドは預貯金と異なり、一定の投資成果を保証するものでもありません。

投資先ファンドのリスク

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。投資先ファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、投資先ファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。投資先ファンドのポートフォリオには中小型株式が含まれる場合がありますが、その場合大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。中小型株式の発行会社の業績・財務状況は、国内外の政治・経済情勢からより大きな影響を受け、大型株式に比べ、株価がより大幅に変動する可能性があります。このリスクは、比較的小規模で業歴の浅い発行会社の株式に投資する場合にはより高くなります。

為替変動リスク

投資先ファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により当該投資先ファンドの基準価額が変動します。

カントリーリスク

環太平洋地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資先ファンドの基準価額が変動・下落することがあります。

- ・ 先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ 株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果株式・通貨の価格変動が大きくなる可能性があります。
- ・ 先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があり、また、政府当局が様々の規制を一方向的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方向的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

投資対象国によっては、投資先ファンドによる投資のための口座開設にかかる認可がおりるのに時間を要するため、投資先ファンドにおいて当該投資対象国の株式への投資を若干遅らせる可能性があります。

投資対象国によっては、保有有価証券の売却益に対してキャピタル・ゲイン税やその他の税（以下「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が課せられる場合があります。その場合投資先ファンドはキャピタル・ゲイン税等の計算のため、現地の税務顧問を使用することがあります。当該税務顧問に対する費用は、投資先ファンドの純資産総額の規模にかかわらず発生する性質のものである場合が多く、投資先ファンドの純資産総額の規模が小さくなった場合には、投資先ファンドの基準価額に対する影響が投資先ファンドの純資産総額の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

投資先ファンドは「上海・香港相互株式取引制度」（以下「上海ストックコネクト」といいます。）および「深セン・香港相互株式取引制度」（以下、「深センストックコネクト」といい、上海ストックコネクトと合わせて「ストックコネクト」といいます。）を通じて、中国のA株に投資する場合があります。上海ストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、上海証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。一方、深センストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、深セン証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。ストックコネクトは、中国本土と香港から双方向で株式を売買し、決済することができる制度です。同制度により、外国の投資家が上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式（中国のA株）を香港のブローカーを通じて売買することができます。ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) スtockコネクトを通じて購入した中国のA株は、原則としてストックコネクトを通じた売却しかできません。また、ストックコネクトを通じて購入する全投資家の1日当たりの総購入額に制限が設けられています。さらに、ストックコネクトではすべての売買が中国の通貨である人民元で決済されるため、投資先ファンドがストックコネクトを通じて中国のA株を購入した場合、購入代金を人民元で手当てする必要がありますが、その手当てが何らかの理由でできないことがあります。これらの制約から、投資先ファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (b) スtockコネクトを利用した取引に対応できるブローカーは限られており、結果として投資先ファンドは単独のブローカーしか利用できない可能性があります。これにより、投資先ファンドにおける中国のA株の売買執行の質に影響が出る場合があります。
- (c) 現地の法令により、一定の状況においては、投資家が中国のA株の売買で得た利益を返還するよう求められる場合があります。これにより、投資先ファンドの基準価額が下落することがあります。
- (d) 香港中央結算有限公司は、香港市場の参加者（投資先ファンドを含みます。）がストックコネクトを通じて行った取引について、清算および決済を行うと共に当該取引を通じて取得する中国のA株の名義人となり、またそれらに関連する業務を行います。中国本土の規制は一定の売買制限を含めて、ストックコネクトを通じて取引を行うすべての市場参加者に適用されます。ストックコネクトを通じて中国のA株を売却しようとする際には、売却取引前にブローカーへ一定の情報を通知する必要があります。このような様々な条件や規制がストックコネクトに適用されることにより、投資先ファンドは当初想定したタイミングでの中国のA株の売買ができないことがあります。
- (e) 投資先ファンドがストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金（売買不履行から保護することを目的として設立されているもの）の対象になりません。したがって、当該取引は取引相手方の売買不履行から保護されません。これにより、投資先ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- (f) スtockコネクトを通じて取得する中国のA株については香港中央結算有限公司が保管業務を行う仕組みとなっていますが、投資先ファンドと香港中央結算有限公司の間に直接の法的関係は生じず、その結果香港中央結算有限公司の債務不履行や破たんによって投資先ファンドが損失を被ったとしても、香港中央結算有限公司に対して直接的に法的な請求をすることはできません。これにより、投資先ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

- (g) 上海ストックコネクトは2014年11月に、深センストックコネクトは2016年12月にそれぞれ開始されました。ストックコネクトに関する規制は未だ検証されていない部分があり、今後変更される可能性があります。また、当該規制がどのように適用されるか不確定であり、それが投資先ファンドの信託財産に不利益を及ぼす可能性があります。ストックコネクトは（中国本土と香港の）境界を超える取引であることから、新しい情報技術システムが使われており、そのため運営上の障害が起こる可能性もあります。当該システムが正常に機能しなかった場合、ストックコネクトを通じた中国のA株の取引ができないことがあります。その結果、投資先ファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (h) 中国市場は、他の新興市場と同様に、有価証券に関する法的所有権、利益を享受する権利およびその他の権利の概念を確立するための立法の枠組みがようやく整備されようとしている状況にあります。その結果、現地の裁判所は、有価証券の保有者として登録されている名義人や保管銀行が当該有価証券の全ての権利を有しており、当該有価証券の実質的な保有者には一切権利がないと判断したり、また当該有価証券の実質的な保有者はその発行者に対する請求権を制限されると判断する可能性があります。これらにより、投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (i) スtockコネクトを通じた取引は、全ての投資家に属するものが包括的にまとめて決済され、投資先ファンドが保有する中国のA株は保管銀行、副保管銀行または決済するブローカーの名義で香港中央結算有限公司に登録されます。これにより、投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーが効果的に中国のA株を売買することが制限される可能性があり、また投資先ファンドが保管銀行や副保管銀行の信用リスクや、強制収用のリスクにさらされることがあります。これらにより、投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (j) スtockコネクトを通じて取得される中国のA株について生じるコーポレートアクション（配当金の決定、新株予約権の発行決定その他の決定についての議決権の行使等）に関しては、香港中央結算有限公司が株主として議決権を行使することになります。その際、香港中央結算有限公司はストックコネクトを通じて中国のA株を購入した投資家に議決権行使についての指図をさせることができますが、当該投資家は、コーポレートアクションの内容を検討し議決権行使についての指図を行うのに十分な時間や機会が得られない可能性があります。これにより、中国のA株のコーポレートアクションについて、投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーの意向に沿った議決権行使ができないことがあり、その結果投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (k) スtockコネクトを通じた投資は、香港、上海および深センの証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性があり、保護されない場合には、ブローカーの破たんによる損失を被るリスクがあります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合は、香港中央結算有限公司の責任は、決済機構参加者との契約上、限定的なものとなります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合、香港中央結算有限公司は可能な限りの法的手段または中国証券登記結算有限責任会社の清算を通じて、預託している中国のA株や現金の回収に最善を尽くすと考えられますが、それが行われる保証はなく、また行われたとしても成功するとは限りません。その場合、投資先ファンドは損害を完全に回復できない可能性があり、また保有する中国のA株等の回収手続きは遅延することがあります。これらにより、投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- (l) ストックコネクトは、中国・香港双方の株式市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。したがって投資先ファンドにおけるストックコネクトを通じた取引は、ストックコネクトの運営日のみ行われます。これにより、中国市場では通常の実行日であるものの、投資先ファンドでは中国のA株の売買ができない場合があります。その結果として、ストックコネクトでの取引が行えない期間に投資先ファンドにおいて中国のA株に対する価格変動リスクが発生します。これにより、投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (m) ストックコネクトを通じて中国のA株を取得する外国の投資家には、中国国内の投資家とは異なった費用・手数料が課されており、その費用は類似の投資効果を提供する他の有価証券の取得者に課されるものと比較すると高くなる場合があります。これにより、投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (n) 中国のA株を含む中国の有価証券による利益に対し課税される可能性およびその確度、税法変更の可能性、ならびに遡及して課税される可能性は不確実です。したがって、当該利益に対する課税の決定内容、および中国のA株の購入・売却時期によって、投資家の利益・不利益が左右されます。これにより、投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- (o) ストックコネクトは比較的新しい制度であり、実際に多数の外国の投資家が参加することにより中国のA株の取引市場がどのような影響を受けるのかは不明です。ストックコネクトは、香港、上海および深センの証券取引所に対し監督官庁から公布された規則の対象となっており、監督官庁が市場の秩序を維持する必要性またはその他の理由があると判断した場合、換金制限、売買停止等の更なる規則および規制が課され、それがストックコネクトに不利に働く可能性があります。将来に渡って香港、上海および深センの証券取引所がストックコネクトを継続させる保証はありません。これにより、投資先ファンドは将来的に中国のA株の売買ができなくなる可能性があり、その結果投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

中国の変動持分事業体（VIE）に関するリスク

中国の事業会社は、海外投資家から資本を調達するときに中国の変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の仕組み（以下「VIEスキーム」といいます。）を使う場合があります。VIEスキームとは、中国に本拠地を置く事業会社（以下「中国事業会社」といいます。）が当該事業会社に経済的なエクスポージャー（特定のリスクにさらされている資産の割合）を提供する目的で、中国事業会社とサービス契約およびその他の契約を締結する事業体（通常はオフショア。以下「オフショア事業体」といいます。）を設立する仕組みです。オフショア事業体は、中国事業会社を直接所有する権利がない上場株式を発行します。VIEスキームは、オフショア事業体（およびその事業体の投資家）に対して、中国事業会社の株式を実際に保有することなくその株式を保有するのと同様の経済的なエクスポージャーを提供するように設計されています。VIEスキームは、中国政府が特定の業界の企業の外国による所有を禁止しているために利用されています。中国政府または規制当局がVIEスキームそのものについて、または特定の発行体についていつでも介入するリスクがあります。したがって、契約が執行可能であるか、またはVIEスキームが意図したとおりに機能するかは明らかではありません。中国政府は、中国事業会社に罰則を科す、事業免許および業務免許を取消す、または所有する権利を剥奪することができます。また、オフショア事業体の株式の所有権は、当該事業体の株主に中国事業体に対する支配権を与えるものではありません。米国の証券取引所に上場している企業と米国預託証券を含むVIEスキームに依拠している企業は、悪影響を受ける可能性があります。これらの法的不確実性は、VIEを保有する場合に投資先ファンドのような外国人投資家に悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、投資先ファンドは大幅な損失を被る場合があります。

デリバティブ商品のリスク

投資先ファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、株価等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、投資先ファンドの基準価額はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。デリバティブ商品を利用した場合、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し投資先ファンドの収益をその分減少させることがあります。デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、投資先ファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があります、その結果投資先ファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、投資先ファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、投資先ファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、投資先ファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

投資先ファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元本・償還金・利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラントの価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、投資先ファンドの基準価額が下がる要因となります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチを重視した運用手法により行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、投資先ファンドにおいて投資する株式に関する市場全体とは異なるものになります。そのため、投資先ファンドの基準価額の変動が投資先ファンドにおいて投資する株式に関する市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

投資銘柄集中リスク

投資先ファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、投資先ファンドにおいて投資する株式に関する市場全体の動きと異なり、投資先ファンドの基準価額が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。

解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

投資先ファンドにおいて、一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際に投資先ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。なお、北米株式ファンドおよび中南米株式ファンドにおける解約・追加は、当ファンドによる換金・追加によるものばかりではなく、他の投資者による解約・追加によるものがあります。さらに、アジア・オセアニア株式ファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流入に伴うリスクがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に投資先ファンドが換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、投資先ファンドの換金代金の支払いが遅延することや、一時的に投資先ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、投資先ファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果投資先ファンドの基準価額が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

市場に関する留意点

投資先ファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、1つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象も投資先ファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、投資先ファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡り投資先ファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックが投資先ファンドに与える全ての影響の把握はできていないのが現状です。

LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）とは、英国ロンドンの銀行間市場において、参加する銀行が相互に短期資金を借り入れる際の金利指標のことをいいます。英国金融行為規制機構（FCA）は、LIBORの特定のテナー（期間）と通貨が、特定の将来の日付においてその公表が停止されること、また、測定対象の市場および経済の実態を示すものではなくなることを発表しています（この特定の将来の日付に関する情報は、https://www.jpmorgan.com/disclosures/interbank_offered_rates（英文）に掲載されています）。FCAより発表された日程は変更される可能性があり、また、LIBORの運営機関や規制当局がLIBORの算出、構成、特性のほか、算出対象の通貨および期間に影響を与える可能性のある措置を取る可能性もあります。そのような進展について常に情報を入手するために委託会社に問い合わせることを推奨します（後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」の照会先までお問い合わせください）。現在、LIBORに代わる新しい金利指標または代替金利指標を策定するため、業界において公的および民間の取り組みが進行しています。しかし、そのような代替金利指標が、LIBORと類似するまたは同等の価値もしくは経済的同等性をもたらすことや、公表が停止されたまたは利用が不可能となる以前のLIBORと同等の取引量または流動性を有することは保証されません。これにより投資先ファンドの投資対象の一部または全部を構成する投資先ファンドの特定のデリバティブ取引および他の金融商品または投資対象にかかる価格、流動性または投資結果に影響を与える可能性があり、結果として反対売買および新しい取引の開始に関連して費用が発生する可能性があります。これらのリスクは、他の銀行間取引金利（Euriborなど）や、ベンチマークとして扱われ、最近の規制改革の対象となっているその他のさまざまな指標、金利、価格に関連する変更に関しても生じる可能性があります。

外国為替取引の決済リスク

外国為替取引の約定後、売渡通貨を取引相手先に支払ったにもかかわらず、市場における取引の仕組み等により買入通貨を未だ取引相手先から受領できていない状態において、取引相手先の破綻等が生じて買入通貨の一部または全部を受領することができず、その結果投資先ファンドに損失が生じる可能性があります。このような損失を防ぐために、売渡通貨と買入通貨を同時に受け渡す（同時決済）手段を用いる場合がありますが、その場合でもそのような損失の可能性を完全に排除できるものではありません。また、そのような損失を防ぐため同時決済を含む各種の決済手段を用いることで新たな決済コストが発生する場合があります。これにより、信託財産の価値に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドのリスク

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますが、為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が変動します。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。

繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。

また、当ファンドは、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

投資先ファンドにおいてその他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等に、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、投資先ファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があり、当ファンド、投資先ファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2018年1月～2022年12月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、税漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

（イ）当ファンドにおけるリスク管理

委託会社およびJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果および当ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックします。また、投資ガイドライン^{*}の遵守状況の報告を受けます。

委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

* 「投資ガイドライン」とは、当ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（ロ）投資先ファンドにおけるリスク管理

アジア・オセアニア株式ファンド

委託会社およびJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（2022年12月末現在）

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックします。また、投資ガイドライン^{*}の遵守状況の報告を受けます。

委託会社のコンプライアンス部門は日本の有価証券等について、J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのコンプライアンス部門は日本以外の有価証券等について、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

北米株式ファンドおよび中南米株式ファンド

以下は、当該投資先ファンドの運用会社である J P M I M 社におけるものです。同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（2022年12月末現在）

インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標に仕上がっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*1}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います^{*2}。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

*1 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

*2 モニターの結果、必要があれば委託会社のリスク管理部門に連携されます。

（八）流動性リスクの管理

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、当ファンドおよび投資先ファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよび投資先ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミッティは、当ファンドおよび投資先ファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（二）その他のリスク管理

投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう管理します。また、委託会社は、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう、社内ルールを整備して、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々管理します。

J Pモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むJ Pモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（J Pモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、J Pモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「J Pモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはJ Pモルガンに報酬を支払います。その結果、J Pモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。J Pモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

J Pモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、J Pモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、J Pモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。J Pモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為 一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれませんが、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、J Pモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、J Pモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社はその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だつてまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおり、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となる場合があります。

また、ＪＰモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはＪＰモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。ＪＰモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、ＪＰモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。ＪＰモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、ＪＰモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為 ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品とその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ＪＰモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、ＪＰモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でＪＰモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイ業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。ＪＰモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、ＪＰモルガンが代理するまたはＪＰモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとすることがあります。また、ＪＰモルガンのある顧客は、ファンドを含むＪＰモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、ＪＰモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

ＪＰモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とＪＰモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、ＪＰモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加 J Pモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのJ Pモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、J Pモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のJ Pモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・デフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかは決定は、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置 アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括 潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。J Pモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、J Pモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりJ Pモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、J Pモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、J Pモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってJ Pモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはJ Pモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度 潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってJ Pモルガンに課せられた投資規制のため、J Pモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあります。また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約 ＪＰモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、ＪＰモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引 ファンドが他のファンドとまたはＪＰモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、ＪＰモルガンと、ＪＰモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、ＪＰモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またＪＰモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、ＪＰモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はＪＰモルガンに追加の報酬をもたらすため、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ECN」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信認義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるECNを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ECNが請求する取引手数料を、ECNに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

ＪＰモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、ＪＰモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、ＪＰモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者 ファンドがJ Pモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、J Pモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、J Pモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、J Pモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、J Pモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえば、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するJ Pモルガンの関係会社は、ファンドがJ Pモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使 アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（J Pモルガンの持株会社である）J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、J Pモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資 J Pモルガンは、ファンド間の融資またはJ Pモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、J Pモルガンが1つのファンドの利益またはJ Pモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引 J Pモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価 アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス J Pモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、J Pモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待 アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.85%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料^{*}の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチングにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

当ファンドによる投資先ファンドの取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによる投資先ファンドの換金時に、換金手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.628%（税抜1.48%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分 (純資産総額 に対し)	年率0.638% (税抜0.58%)	年率0.935% (税抜0.85%)	年率0.055% (税抜0.05%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

<ご参考：投資先ファンドの運用報酬>

投資先ファンド	運用報酬 [*] (投資先ファンドの日々の純資産総額に対し)
アジア・オセアニア株式ファンド	かかりません。
北米株式ファンド	年率0.60%（消費税等がかかりません。）
中南米株式ファンド	年率0.85%（消費税等がかかりません。）

* 投資先ファンドの運用会社等が提供する、投資先ファンドの運用業務、投資先ファンドに関する情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として投資先ファンドの運用会社等に支払われます。

当ファンドの信託財産全額を、前記「2 投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度 当ファンドの投資態度」に記載の組入比率で投資先ファンドに投資したと仮定した場合には、実質的な信託報酬の負担は年率1.893%（税抜1.745%）程度（概算）となります。

（4）【その他の手数料等】

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

当ファンドが主要投資対象とする投資先ファンドへの投資にあたっては、投資先ファンドにかかる以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬（アジア・オセアニア株式ファンドを除く）

（b）運用に付随して発生する費用

（c）その他費用

（a）に関しては、前記「（3）信託報酬等」の「<ご参考：投資先ファンドの運用報酬率>」を、また、（b）および（c）に関しては、後記「4 ご参考：投資先ファンドのその他の手数料等」をご参照ください。

また、投資先ファンドの運用状況によっては前記以外の費用がかかる場合があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資先ファンド以外の投資対象に投資した場合には、有価証券取引にかかる費用（売買委託手数料）^{*}および外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用^{*}が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

前記の場合に、外貨建資産に投資したときには、外貨建資産の保管費用^{*}が実費でかかります。

* 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

- 2 委託会社は、当ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額について、原則として、当ファンドの信託財産中から支弁を受けるものとします。（ただし、信託約款第32条第3項に規定する場合を除きます。）

委託会社は、当該実費相当額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、当ファンドの信託財産中から受けるものとします。当該実費相当額は、計算期間を通じて所定の額を毎日費用計上するものとします。（詳細については信託約款第32条第4項および第5項をご参照ください。）

前記1の費用等は、当ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。また、前記2の実費相当額は、実際にかかる費用が目論見書ごとに異なることから、具体的に記載していません。さらに、前記1および2の費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよび投資先ファンドそれぞれの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

- 3 監査費用^{*}を信託財産で負担します。

^{*} 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間330万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（注）前記1、2および3の費用等の合計額は、受益者による当ファンドの受益権を保有する期間等により変動し、表示することができないことから、記載していません。

- 4 ご参考：投資先ファンドのその他の手数料等

投資先ファンドにおいて、以下の費用等を各ファンドの信託財産で負担します。

アジア・オセアニア株式ファンド

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）^{*}ならびに外国為替取引にかかる費用^{*}が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

^{*} 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産の保管費用^{*}が実費でかかります。

^{*} 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。なお、キャピタル・ゲイン税等^{*}およびそれに関連する費用はそれぞれの性質に応じて費用計上されます。

^{*} 前記「3 投資先リスク（1）リスク要因 投資先ファンドのリスク カントリーリスク」をご参照ください。

カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当該投資先ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当該投資先ファンドの負担となります。

- （a）運用報酬
- （b）運用に付随して発生する費用
- （c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

北米株式ファンドおよび中南米株式ファンド

事務管理費用^{*}が実費でかかります。ただし、それぞれの会計期間中につき、以下を上限とします。

- * その運用資産を保管する保管銀行が提供する運用資産の管理・保管業務等、および監査法人が提供する投資先ファンドについての監査業務の対価として支払われます。
- ・ 北米株式ファンド：北米株式ファンドの日々の純資産総額に対し0.16%（年率）
- ・ 中南米株式ファンド：中南米株式ファンドの日々の純資産総額に対し0.16%（年率）

その他費用が実費でかかります。（有価証券の売買にかかる費用^{*}・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等）

* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当該投資先ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託証券に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当該投資先ファンドの負担となります。

- （a）運用報酬
- （b）運用に付随して発生する費用
- （c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2023年1月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 2037年12月31日までの税率です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 2037年12月31日までの税率です。

（八）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等^{*2}の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（二）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度である「NISA」および「ジュニアNISA」の適用対象です。少額投資非課税制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 2037年12月31日までの税率です。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2023年1月4日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	2,958,778,278	34.14
親投資信託受益証券	日本	4,622,090,216	53.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,086,351,558	12.53
合計(純資産総額)		8,667,220,052	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「GIMアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)」
です(以下同じ)。

(参考) GIMアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2023年1月4日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,495,644,530	31.75
	アメリカ	26,184,971	0.56
	香港	1,216,423,293	25.82
	シンガポール	23,786,199	0.50
	タイ	37,170,150	0.79
	インドネシア	201,356,601	4.27
	韓国	449,490,748	9.54
	台湾	627,991,531	13.33
	中国	220,240,191	4.68
	インド	321,564,356	6.83
	小計	4,619,852,570	98.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	91,002,141	1.93
合計(純資産総額)		4,710,854,711	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」をご参照ください。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2023年1月4日現在）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I Mアジア・オセアニア・ ディスカバリー・マザーファン ド（適格機関投資家専用）	1,984,325,856	2.3740	4,710,985,891	2.3293	4,622,090,216	53.33
2	ルクセン ブルク	投資証券	JPM US GROWTH FUND I JPY CLASS	48,865.772	52,267	2,554,067,305	49,321	2,410,108,740	27.81
3	ルクセン ブルク	投資証券	JPM LATIN AMERICA EQ I JPY	51,736.873	11,020	570,140,340	10,605	548,669,538	6.33

（参考）G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2023年1月4日現在）

順位	国/ 地域	投資国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装 置	155,540	1,989.62	309,465,883	1,932.04	300,510,279	6.38
2	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	39,032	6,116.59	238,743,131	5,695.12	222,291,924	4.72
3	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	37,900	5,373.10	203,640,794	5,789.00	219,403,252	4.66
4	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	105,000	1,401.13	147,119,018	1,480.79	155,483,055	3.30
5	香港	中国	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	38,700	2,998.47	116,041,021	2,964.93	114,743,023	2.44
6	インド	インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	42,855	2,615.15	112,072,360	2,606.56	111,704,407	2.37
7	香港	香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	18,200	5,527.39	100,598,534	5,752.11	104,688,402	2.22
8	日本	日本	株式	東京海上ホールディン グス	保険業	34,800	2,891.50	100,624,200	2,833.50	98,605,800	2.09
9	インド ネシア	インド ネシア	株式	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	銀行	1,333,800	72.66	96,913,908	71.82	95,793,516	2.03
10	台湾	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	75,000	1,236.85	92,763,750	1,217.65	91,324,313	1.94
11	日本	日本	株式	オリックス	その他金融業	40,700	2,139.50	87,077,650	2,111.50	85,938,050	1.82
12	日本	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	8,400	10,350.00	86,940,000	10,165.00	85,386,000	1.81
13	香港	中国	株式	YUM CHINA HOLDINGS INC	消費者サービス	11,550	7,278.18	84,062,979	7,271.47	83,985,502	1.78
14	香港	中国	株式	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES	不動産	119,000	654.86	77,929,351	695.11	82,718,863	1.76
15	日本	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	20,300	4,187.00	84,996,100	4,025.00	81,707,500	1.73
16	香港	中国	株式	JD.COM INC-CL A	小売	20,962	3,759.83	78,813,640	3,769.89	79,024,560	1.68
17	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	102,500	706.01	72,366,742	746.26	76,492,162	1.62
18	インド ネシア	インド ネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	銀行	1,710,407	41.74	71,406,071	40.73	69,681,981	1.48
19	香港	中国	株式	WUXI BIOLOGICS (CAYMAN) INC	医薬品・バイオテクノ ロジー・ライフサイエ ンス	66,000	841.85	55,562,364	1,048.96	69,231,591	1.47
20	インド	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービ ス	28,569	2,396.68	68,470,937	2,420.85	69,161,392	1.47
21	日本	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,300	53,370.00	69,381,000	50,340.00	65,442,000	1.39
22	日本	日本	株式	HOYA	精密機器	5,000	13,125.00	65,625,000	12,465.00	62,325,000	1.32
23	日本	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	66,900	818.40	54,750,960	926.20	61,962,780	1.32

24	韓国	韓国	株式	LG H AND H CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	834	70,520.80	58,814,348	72,782.40	60,700,522	1.29
25	インド	インド	株式	HDFC LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED	保険	63,746	929.27	59,237,596	947.00	60,367,717	1.28
26	韓国	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	6,990	8,121.20	56,767,188	7,771.67	54,324,043	1.15
27	台湾	台湾	株式	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,000	9,596.25	57,577,500	8,849.87	53,099,250	1.13
28	日本	日本	株式	日立製作所	電気機器	8,100	6,890.00	55,809,000	6,554.00	53,087,400	1.13
29	中国	中国	株式	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD COMPA-A	食品・飲料・タバコ	36,000	1,516.73	54,602,613	1,471.47	52,972,989	1.12
30	台湾	台湾	株式	CHAILEASE HOLDING CO LTD	各種金融	56,836	929.77	52,844,408	925.50	52,602,002	1.12

（注1）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

（注2）上記業種は、国内は東証33業種、外国はGICS24分類に基づき分類したものであり、参考情報に記載している業種別構成状況の業種とは分類が異なります（以下同じ）。

種類別および業種別投資比率

（2023年1月4日現在）

種類	投資比率（%）
投資証券	34.14
親投資信託受益証券	53.33

（参考）G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2023年1月4日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	0.89
		食料品	0.48
		化学	2.64
		医薬品	0.96
		ゴム製品	0.99
		金属製品	0.52
		機械	1.35
		電気機器	5.44
		輸送用機器	0.55
		精密機器	2.32
		その他製品	0.58
		陸運業	0.69
		情報・通信業	2.94
		卸売業	1.73
		小売業	1.35
		銀行業	1.32
保険業	2.09		
その他金融業	1.82		

	不動産業	0.65
	サービス業	2.42
外国	資本財	3.77
	運輸	0.79
	耐久消費財・アパレル	1.55
	消費者サービス	1.78
	メディア・娯楽	7.04
	小売	5.11
	食品・飲料・タバコ	2.68
	家庭用品・パーソナル用品	1.58
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.03
	銀行	8.73
	各種金融	4.33
	保険	5.24
	不動産	1.76
	ソフトウェア・サービス	2.31
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.51
	電気通信サービス	0.47
	半導体・半導体製造装置	8.66
合計		98.07

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年1月4日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2013年12月20日)	193,684	193,684	1.1070	1.1070
2期	(2014年12月22日)	44,224	50,105	1.1279	1.2779
3期	(2015年12月21日)	21,432	23,253	1.0595	1.1495
4期	(2016年12月20日)	15,347	15,347	1.0299	1.0299
5期	(2017年12月20日)	14,000	14,000	1.3843	1.3843
6期	(2018年12月20日)	10,225	10,225	1.2345	1.2345
7期	(2019年12月20日)	9,708	9,708	1.5264	1.5264
8期	(2020年12月21日)	11,053	11,053	1.9801	1.9801
9期	(2021年12月20日)	11,002	11,002	2.1833	2.1833
10期	(2022年12月20日)	8,942	8,942	2.0102	2.0102
	2022年1月末日	10,220	-	2.0576	-
	2022年2月末日	9,944	-	2.0255	-
	2022年3月末日	10,708	-	2.1961	-
	2022年4月末日	10,008	-	2.0627	-
	2022年5月末日	9,392	-	2.0528	-
	2022年6月末日	9,333	-	2.0464	-
	2022年7月末日	9,381	-	2.0674	-
	2022年8月末日	9,541	-	2.1082	-
	2022年9月末日	8,931	-	1.9865	-
	2022年10月末日	9,023	-	2.0117	-
	2022年11月末日	9,227	-	2.0633	-
	2022年12月末日	8,795	-	1.9790	-
	2023年1月4日	8,667	-	1.9514	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.1500
3期	0.0900
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	10.70
2期	15.44
3期	1.92
4期	2.79
5期	34.41
6期	10.82
7期	23.65
8期	29.72
9期	10.26
10期	7.93

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	199,924,351,556	24,966,258,679	174,958,092,877
2期	523,835,980	136,273,785,279	39,208,143,578
3期	4,347,501,480	23,325,537,950	20,230,107,108
4期	1,741,326,997	7,069,215,632	14,902,218,473
5期	37,202,440	4,825,603,943	10,113,816,970
6期	33,761,700	1,864,450,911	8,283,127,759
7期	9,304,651	1,932,194,665	6,360,237,745
8期	277,317,518	1,055,100,385	5,582,454,878
9期	200,341,052	743,093,145	5,039,702,785
10期	15,658,948	606,894,756	4,448,466,977

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2023年1月4日	設定日	2013年4月26日
純資産総額	86億円	決算回数	年1回

日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンド

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
6期	2018年12月	0
7期	2019年12月	0
8期	2020年12月	0
9期	2021年12月	0
10期	2022年12月	0
	設定来累計	2,400

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	ファンド名	投資比率 1
アジア・オセアニアの株式	G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）	53.3%
北米の株式	J P モルガン・ファンズ・U S グロース・ファンド	27.8%
中南米の株式	J P モルガン・ファンズ・ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンド	6.3%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12.6%
合計（純資産総額）	-	100.0%

国（地域）別構成状況

投資国/地域 2	投資比率 3
アメリカ	26.0%
日本	16.9%
中国	12.3%
台湾	7.1%
韓国	5.1%
その他	19.3%

通貨別構成状況

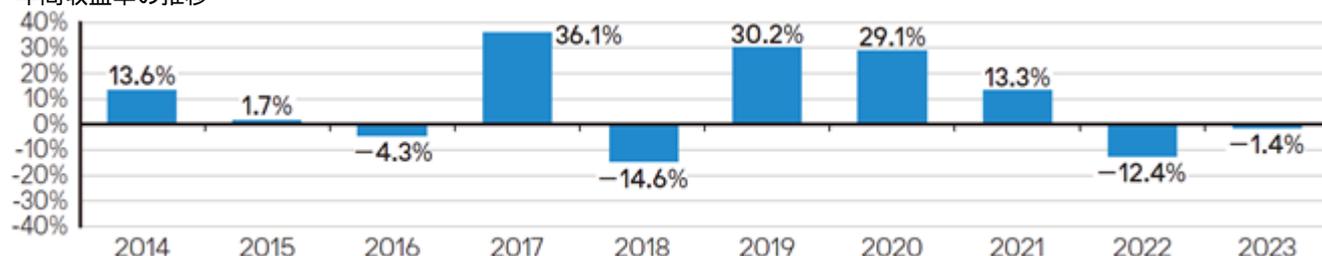
通貨	投資比率 3
米ドル	30.2%
日本円	16.9%
香港ドル	13.8%
新台幣ドル	7.1%
韓国ウォン	5.1%
その他	13.6%

業種別構成状況

業種 2	投資比率 3
情報技術	21.4%
金融	16.4%
一般消費財・サービス	10.9%
資本財・サービス	9.9%
ヘルスケア	9.2%
その他	17.0%

* 上記比率に投資先ファンドが保有する投資信託証券は含んでいません。

年間収益率の推移



* 年間収益率 (%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2023年の年間収益率は前年末営業日から2023年1月4日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しております。
- 国/地域はMSCI分類、業種はGICS11分類に基づき分類していますが、J・P・モルガン・アセット・マネジメントの判断に基づき分類したものが一部含まれます。J・P・モルガン・アセット・マネジメントとは、J P モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。
- ファンドは投資先ファンドを通じて投資を行うため、投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）は2023年1月4日、それ以外の投資先ファンドは2022年12月最終営業日のもの）を使用しています。

組入上位銘柄

G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	投資国/地域 ^{*1}	通貨	業種 ^{*1}	投資比率 ^{*2}
1	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	情報技術	3.4%
2	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	情報技術	2.5%
3	騰訊控股	中国	香港ドル	コミュニケーション・サービス	2.5%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	金融	1.8%
5	美团	中国	香港ドル	一般消費財・サービス	1.3%
6	HDFC銀行	インド	インドルピー	金融	1.3%
7	香港取引所	香港	香港ドル	金融	1.2%
8	東京海上ホールディングス	日本	日本円	金融	1.1%
9	バンク・セントラル・アジア	インドネシア	インドネシアルピア	金融	1.1%
10	台達電子	台湾	新台幣ドル	情報技術	1.0%

J P モルガン・ファンズ - US グロース・ファンド

順位	銘柄名	投資国/地域 ^{*1}	通貨	業種 ^{*1}	投資比率 ^{*2}
1	アップル	アメリカ	米ドル	情報技術	2.4%
2	マイクロソフト	アメリカ	米ドル	情報技術	2.0%
3	JPM USD リクイディティ・ファンド (Xクラス) ^{*3}	ルクセンブルク	米ドル	—	1.7%
4	ディア	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	1.0%
5	アッヴィ	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	1.0%
6	アルファベット	アメリカ	米ドル	コミュニケーション・サービス	0.9%
7	イーライリリー	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	0.9%
8	オートゾーン	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	0.9%
9	コノコフィリップス	アメリカ	米ドル	エネルギー	0.8%
10	コカ・コーラ	アメリカ	米ドル	生活必需品	0.8%

J P モルガン・ファンズ - ラテン・アメリカ・エクイティ・ファンド

順位	銘柄名	投資国/地域 ^{*1}	通貨	業種 ^{*1}	投資比率 ^{*2}
1	ヴァーレ	ブラジル	ブラジルリアル	素材	0.6%
2	イタウ・ユニバンコ・ホールディング	ブラジル	ブラジルリアル	金融	0.4%
3	ブラジル石油公社	ブラジル	米ドル	エネルギー	0.4%
4	グルボ・フィナンシエロ・パノルテ	メキシコ	メキシコペソ	金融	0.3%
5	ウォルマート・デ・メヒコ	メキシコ	メキシコペソ	生活必需品	0.3%
6	ウェグ	ブラジル	ブラジルリアル	資本財・サービス	0.3%
7	B3 SA-ブラジル・ボルサ・バルカオン	ブラジル	ブラジルリアル	金融	0.2%
8	ロカリザ・レンタカー	ブラジル	ブラジルリアル	資本財・サービス	0.2%
9	グルボ・アエロポルタリオ・デル・スレステ	メキシコ	米ドル	資本財・サービス	0.2%
10	ゲルダウ	ブラジル	米ドル	素材	0.2%

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 1 国/地域はMSCI分類、業種はGICS11分類に基づき分類していますが、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの判断に基づき分類したものが一部含まれます。J.P.モルガン・アセット・マネジメントとは、J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。
- 2 ファンドは投資先ファンドを通じて投資を行うため、投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）は2023年1月4日、それ以外の投資先ファンドは2022年12月最終営業日のもの）を使用しています。
- 3 流動性の高い短期金融商品に投資対象とするもので、現金の代替として組み入れています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、委託会社が指定する日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

スイッチングの取扱い

スイッチングにより当ファンドの受益権を取得する場合には、前記にかかわらず、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

ただし、委託会社が指定する日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとし、

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2013年4月26日から2023年12月20日（休業日の場合は翌営業日）までです。ただし、後記「（5）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年12月20日(該当日が休業日の場合は翌営業日)となります。

(5) 【その他】

信託の終了等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議(以下「書面決議」といいます。))を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。))は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます。（以下同じ。）この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、前記(a)において委託会社が重大な約款の変更等しようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下(g)において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知っている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の換金について

前記（a）b．または（b）における書面決議において、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うことが決議された場合に、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。ただし、当該受益者は、前記「2換金（解約）手続等」のとおり、原則として毎営業日に自己に帰属する受益権を解約請求により換金することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（3）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（4）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(2021年12月21日から2022年12月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興JPM環太平洋ディスカバリー・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2021年12月20日現在)	第10期 (2022年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	214,222,185	1,128,612,950
投資証券	4,735,519,752	3,124,207,645
親投資信託受益証券	6,176,458,779	4,766,671,366
未収入金	42,034,695	4,297
流動資産合計	11,168,235,411	9,019,496,258
資産合計	11,168,235,411	9,019,496,258
負債の部		
流動負債		
未払解約金	70,057,829	7,164
未払受託者報酬	3,170,075	2,564,269
未払委託者報酬	90,664,098	73,338,075
その他未払費用	1,351,141	1,110,005
流動負債合計	165,243,143	77,019,513
負債合計	165,243,143	77,019,513
純資産の部		
元本等		
元本	15,039,702,785	14,448,466,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,963,289,483	4,494,009,768
（分配準備積立金）	5,461,466,000	4,805,209,335
元本等合計	11,002,992,268	8,942,476,745
純資産合計	11,002,992,268	8,942,476,745
負債純資産合計	11,168,235,411	9,019,496,258

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期 (自 2020年12月22日 至 2021年12月20日)	第10期 (自 2021年12月21日 至 2022年12月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,349,786,888	684,868,195
営業収益合計	1,349,786,888	684,868,195
営業費用		
受託者報酬	6,391,852	5,361,693
委託者報酬	182,806,814	153,344,226
その他費用	2,856,625	2,813,864
営業費用合計	192,055,291	161,519,783
営業利益又は営業損失()	1,157,731,597	846,387,978
経常利益又は経常損失()	1,157,731,597	846,387,978
当期純利益又は当期純損失()	1,157,731,597	846,387,978
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	156,647,972	76,922,853
期首剰余金又は期首欠損金()	5,471,150,110	5,963,289,483
剰余金増加額又は欠損金減少額	221,035,569	18,334,797
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	221,035,569	18,334,797
剰余金減少額又は欠損金増加額	729,979,821	718,149,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	729,979,821	718,149,387
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	5,963,289,483	4,494,009,768

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 9 期 (2021年12月20日現在)	第10期 (2022年12月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(会計方針の変更に関する注記)

第10期（2022年12月20日現在）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第9期 (2021年12月20日現在)	第10期 (2022年12月20日現在)
1期首元本額	5,582,454,878円	5,039,702,785円
期中追加設定元本額	200,341,052円	15,658,948円
期中一部解約元本額	743,093,145円	606,894,756円
受益権の総数	5,039,702,785口	4,448,466,977口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.1833円 (21,833円)	2.0102円 (20,102円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第9期 (自 2020年12月22日 至 2021年12月20日)	第10期 (自 2021年12月21日 至 2022年12月20日)
1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	65,707,517円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	935,376,108円	- 円
収益調整金額	501,823,483円	360,444,310円
分配準備積立金額	4,460,382,375円	4,805,209,335円
当ファンドの分配対象収益額	5,963,289,483円	5,165,653,645円
当ファンドの期末残存口数	5,039,702,785口	4,448,466,977口
1万口当たり収益分配対象額	11,832.62円	11,612.21円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、投資証券および以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用） 投資証券および親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、投資証券および親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。投資証券および親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (2021年12月20日現在)	第10期 (2022年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 (2021年12月20日現在)	第10期 (2022年12月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	747,489,382	59,819,179
親投資信託受益証券	371,125,871	465,285,306
合計	1,118,615,253	525,104,485

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2022年12月20日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	JPM US GROWTH FUND I JPY CLASS		48,865.772	2,554,067,305	
		JPM LATIN AMERICA EQ I JPY		51,736.873	570,140,340	
	計	銘柄数：	2	100,602.645	3,124,207,645	
		組入時価比率：	34.9%		39.6%	
	小計				3,124,207,645	
親投資信託受益証券	日本円	G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）		2,007,273,073	4,766,671,366	
		計	銘柄数：	1	2,007,273,073	4,766,671,366
		組入時価比率：	53.3%		60.4%	
	小計				4,766,671,366	
	合計				7,890,879,011	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

JPMorgan Funds - US Growth Fund

損益および純資産変動計算書

2022年6月30日をもって終了する会計年度

	米ドル
期首現在純資産額	1,828,024,337
収益	
受取配当金、源泉徴収税控除後	10,711,912
投資有価証券からの受取利息、源泉徴収税控除後	(338)
スワップ契約にかかる受取利息	—
証券貸付取引収益	6,080
受取銀行利息	701
その他の収益	—
収益合計	10,718,355
費用および顧問報酬	
ファンド・サービス報酬	16,982,038
業績報酬	1,897,062
保管、支払代行、事務および所在地代行報酬	—
販売報酬	478,493
登録および名義書換代行報酬	1,399,527
税金	249,443
支払配当金、源泉徴収税控除後	625,668
銀行およびその他の支払利息	—
スワップ契約にかかる支払利息	—
その他の費用*	—
控除：報酬免除額	384,202
費用合計	(105,752)
投資純利益（損失）	21,910,681
投資有価証券売却実現純利益（損失）	(11,192,326)
TBA証券実現純利益（損失）	57,359,355
オプション契約実現純利益（損失）	—
金融先物契約実現純利益（損失）	—
先渡為替契約実現純利益（損失）	—
スワップ契約実現純利益（損失）	(49,123,731)
為替差実現純利益（損失）	—
当期実現純利益（損失）	(27,587)
投資有価証券未実現評価益（損）純増減	8,208,037
TBA証券未実現評価益（損）純増減	(525,595,125)
オプション契約未実現評価益（損）純増減	—
金融先物契約未実現評価益（損）純増減	—
先渡為替契約未実現評価益（損）純増減	—
スワップ契約未実現評価益（損）純増減	(1,127,990)
為替差未実現評価益（損）純増減	—
当期末実現評価益（損）純増減	540,064
事業活動による純資産増減	(526,183,051)
	(529,167,340)
設定	1,599,766,020
解約	(1,218,700,240)
資本の増減による純資産増減	381,065,780
支払配当金	(36,581)
期末現在純資産額	1,679,886,196

*その他の費用は主に取締役報酬、監査および役員関連費用、登録、発行、発送、印刷、法務ならびにマーケティング費用から構成されている。

JPMorgan Funds - Latin America Equity Fund

損益および純資産変動計算書

2022年6月30日をもって終了する会計年度

	米ドル
期首現在純資産額	634,190,440
収益	
受取配当金、源泉徴収税控除後	33,051,487
投資有価証券からの受取利息、源泉徴収税控除後	—
スワップ契約にかかる受取利息	—
証券貸付取引収益	—
受取銀行利息	—
その他の収益	—
収益合計	33,051,487
費用および顧問報酬	
ファンド・サービス報酬	5,632,380
業績報酬	515,012
保管、支払代行、事務および所在地代行報酬	—
販売報酬	444,848
登録および名義書換代行報酬	168,453
税金	150,528
支払配当金、源泉徴収税控除後	185,597
銀行およびその他の支払利息	—
スワップ契約にかかる支払利息	633
その他の費用*	—
控除：報酬免除額	164,835
費用合計	(236,949)
投資純利益（損失）	7,025,337
投資有価証券売却実現純利益（損失）	26,026,150
TBA証券実現純利益（損失）	3,683,727
オプション契約実現純利益（損失）	—
金融先物契約実現純利益（損失）	—
先渡為替契約実現純利益（損失）	—
スワップ契約実現純利益（損失）	136
為替差実現純利益（損失）	—
当期実現純利益（損失）	(244,336)
投資有価証券未実現評価益（損）純増減	3,439,527
TBA証券未実現評価益（損）純増減	(175,190,766)
オプション契約未実現評価益（損）純増減	—
金融先物契約未実現評価益（損）純増減	—
先渡為替契約未実現評価益（損）純増減	—
スワップ契約未実現評価益（損）純増減	—
為替差未実現評価益（損）純増減	—
当期末実現評価益（損）純増減	(66,449)
事業活動による純資産増減	(175,257,215)
	(145,791,538)
設定	256,428,237
解約	(937,917,870)
資本の増減による純資産増減	(81,489,633)
支払配当金	(1,296,466)
期末現在純資産額	405,612,803

*その他の費用は主に取締役報酬、監査および役員関連費用、登録、発行、発送、印刷、法務ならびにマーケティング費用から構成されている。

JPMorgan Funds - US Growth Fund

投資有価証券明細表

2022年6月30日現在

投資対象	通貨	株数/価面金額	純資産に占める		投資対象	通貨	株数/価面金額	純資産に占める	
			時価(米ドル)	割合(%)				時価(米ドル)	割合(%)
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品									
株式					Freeport-McMoRan, Inc.	USD	741,210	21,802,692	1.30
カナダ					HCA Healthcare, Inc.	USD	140,658	23,511,688	1.40
Shopify, Inc. 'A'	USD	3,800	119,415	0.01	HubSpot, Inc.	USD	2,520	737,806	0.04
			119,415	0.01	International Business Machines Corp.	USD	64,760	9,045,677	0.54
アイルランド					Intuit, Inc.	USD	43,790	16,582,397	0.99
Trane Technologies plc	USD	111,052	14,254,079	0.85	Intuitive Surgical, Inc.	USD	58,070	11,508,893	0.69
			14,254,079	0.85	Lam Research Corp.	USD	23,500	9,775,060	0.58
オランダ					Lowe's Cos., Inc.	USD	260,302	44,795,371	2.67
ASML Holding NV, NYRS	USD	34,821	11,566,214	0.69	Marriott International, Inc. 'A'	USD	139,520	18,695,680	1.11
			11,566,214	0.69	Match Group, Inc.	USD	26,519	1,808,065	0.11
アメリカ					McKesson Corp.	USD	148,046	48,245,971	2.87
AbbVie, Inc.	USD	427,010	64,941,816	3.87	MercadoLibre, Inc.	USD	950	586,905	0.04
ABIOMED, Inc.	USD	10,390	2,593,780	0.15	Meta Platforms, Inc. 'A'	USD	48,040	7,678,233	0.46
Advanced Micro Devices, Inc.	USD	327,580	25,048,405	1.49	Microsoft Corp.	USD	625,250	159,263,680	9.48
Airbnb, Inc. 'A'	USD	4,010	352,238	0.02	Moderna, Inc.	USD	10,140	1,395,467	0.08
Alkermes Pharmaceuticals, Inc.	USD	6,850	583,146	0.06	MongoDB, Inc.	USD	12,100	3,116,900	0.19
Alphabet, Inc. 'C'	USD	54,408	117,966,337	7.02	Monster Beverage Corp.	USD	104,260	9,570,025	0.57
Amazon.com, Inc.	USD	323,400	33,476,751	1.99	Morgan Stanley	USD	256,170	19,202,503	1.14
Amgen, Inc.	USD	91,370	22,090,525	1.32	MSCI, Inc.	USD	11,430	4,602,575	0.27
Amphenol Corp. 'A'	USD	285,300	18,100,859	1.08	NVIDIA Corp.	USD	227,826	34,238,830	2.04
Apple, Inc.	USD	1,214,480	163,997,307	9.76	Oracle Corp.	USD	537,430	36,832,765	2.19
AutoZone, Inc.	USD	25,773	54,847,284	3.27	Regeneron Pharmaceuticals, Inc.	USD	56,020	32,916,792	1.96
Blackstone Group, Inc. (The) 'A'	USD	381,270	33,465,974	1.99	Rockwell Automation, Inc.	USD	64,691	12,684,288	0.76
Block, Inc. 'A'	USD	9,250	553,798	0.03	Salesforce, Inc.	USD	88,540	14,351,449	0.85
Capital One Financial Corp.	USD	67,780	6,898,987	0.41	Seagen, Inc.	USD	80,187	14,220,363	0.85
Carvana Co.	USD	12,640	276,816	0.02	Sherwin-Williams Co. (The)	USD	65,090	14,308,084	0.85
Charles Schwab Corp. (The)	USD	519,330	31,824,542	1.89	Snap, Inc. 'A'	USD	28,050	365,632	0.02
Chipotle Mexican Grill, Inc.	USD	9,590	12,339,117	0.73	SVB Financial Group	USD	54,204	20,523,532	1.22
Coca-Cola Co. (The)	USD	805,590	50,321,179	3.00	Synopsys, Inc.	USD	75,130	22,685,504	1.35
Cognizant Technology Solutions Corp. 'A'	USD	257,940	17,306,484	1.03	Tapestry, Inc.	USD	296,970	8,906,130	0.53
ConocoPhillips	USD	374,440	33,898,053	2.02	Target Corp.	USD	87,781	12,079,543	0.72
CYS Health Corp.	USD	307,380	28,557,139	1.70	Tesla, Inc.	USD	96,790	65,195,808	3.88
Deere & Co.	USD	158,588	46,776,334	2.78	Texas Instruments, Inc.	USD	105,408	15,946,122	0.95
Dexcom, Inc.	USD	97,148	7,203,038	0.43	Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	12,810	6,820,941	0.41
Eli Lilly & Co.	USD	95,320	30,770,726	1.83	Trade Desk, Inc. (The) 'A'	USD	15,600	633,204	0.04
Enphase Energy, Inc.	USD	16,546	3,060,348	0.18	United Parcel Service, Inc. 'B'	USD	159,422	28,430,522	1.69
Equifax, Inc.	USD	58,587	10,421,163	0.62	UnitedHealth Group, Inc.	USD	37,660	19,325,229	1.15
Esterline Cos., Inc. (The) 'A'	USD	44,536	11,136,895	0.66	Verisk Analytics, Inc.	USD	113,805	19,351,402	1.15
Etsy, Inc.	USD	16,250	1,157,894	0.07	Wayfair, Inc. 'A'	USD	4,450	197,936	0.01
Exact Sciences Corp.	USD	43,781	1,694,783	0.10	Workday, Inc. 'A'	USD	18,040	2,512,701	0.15
					株式合計			1,626,514,013	98.82
					証券取引所に上場を承認されている			1,652,453,721	98.37
					譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計			1,652,453,721	98.37

JPMorgan Funds - US Growth Fund
投資有価証券明細表(続き)
2022年6月30日現在

投資対象	通貨	株数/額面金額	時価(米ドル)	純資産に 占める 割合(%)	2022年6月30日現在の 投資有価証券の地域別内訳	純資産に 占める割合(%)
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業					アメリカ	96.82
集団投資スキーム - UCITS					ルクセンブルク	1.62
ルクセンブルク					アイルランド	0.85
JPMorgan USD Liquidity DMOY Fund -	USD	27,181,399	27,181,399	1.62	オランダ	0.69
JPMorgan USD Liquidity DMOY I (dist.) †					カナダ	0.01
			27,181,399	1.62	投資有価証券合計	99.99
集団投資スキーム - UCITS合計			27,181,399	1.62	現金およびその他資産/(負債)	0.01
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業合計			27,181,399	1.62	合計	100.00
投資有価証券合計			1,679,635,120	99.99		
現金			5,841,961	0.35		
その他の資産/(負債)			(5,590,885)	(0.34)		
純資産合計			1,679,886,196	100.00		

† 利害関係人のファンド

JPMorgan Funds - US Growth Fund

投資有価証券明細表(続き)

2022年6月30日現在

先渡為替契約明細表

買建通貨	買建額	売建通貨	売建額	満期日	カウンター パーティー	未実現損益 (米ドル)	純資産に 占める割合(%)
JPY	90,632,470	USD	666,576	05/07/2022	BNP Paribas	375	—
JPY	21,347,404	USD	157,067	03/08/2022	BNP Paribas	308	—
JPY	37,200,000	USD	273,711	03/08/2022	RBC	531	—
USD	117,963	EUR	112,226	01/07/2022	State Street	1,061	—
USD	2,060,923	EUR	1,934,215	05/07/2022	Barclays	35,983	—
USD	4,850,304	EUR	4,614,015	05/07/2022	BNP Paribas	43,721	—
USD	4,809,435	EUR	4,487,265	05/07/2022	RBC	134,892	0.01
USD	21,615,047	EUR	20,580,292	05/07/2022	State Street	175,830	0.01
USD	2,684,342	EUR	2,505,665	05/07/2022	Toronto-Dominion Bank	74,102	0.01
USD	65,336	EUR	62,646	06/07/2022	State Street	71	—
USD	1,140	EUR	1,080	03/08/2022	Barclays	12	—
USD	2,225	EUR	2,098	03/08/2022	Standard Chartered	36	—
USD	10,766	EUR	10,231	03/08/2022	State Street	87	—
USD	1,572,659	JPY	210,794,195	05/07/2022	Barclays	21,455	—
USD	960,483	JPY	131,512,787	05/07/2022	BNP Paribas	12,699	—
USD	598,260	JPY	80,366,858	05/07/2022	HSBC	6,852	—
USD	397,358	JPY	53,080,899	05/07/2022	Merrill Lynch	6,743	—
USD	626,672	JPY	80,275,674	05/07/2022	RBC	35,934	—
USD	135,626	JPY	18,321,057	03/08/2022	BNP Paribas	562	—
先渡為替契約未実現利益合計						551,254	0.03
EUR	215,872,340	USD	231,306,392	05/07/2022	Barclays	(6,424,550)	(0.38)
EUR	2,791,599	USD	2,996,280	05/07/2022	BNP Paribas	(88,173)	(0.01)
EUR	6,989,772	USD	7,398,723	05/07/2022	Citibank	(117,231)	(0.01)
EUR	7,612,638	USD	8,180,421	05/07/2022	RBC	(250,068)	(0.02)
EUR	2,807,244	USD	2,995,575	05/07/2022	Standard Chartered	(71,170)	—
EUR	6,895,497	USD	7,429,570	05/07/2022	State Street	(246,287)	(0.02)
EUR	209,835,990	USD	219,551,051	03/08/2022	BNP Paribas	(523,203)	(0.03)
EUR	8,961,165	USD	9,489,254	03/08/2022	Citibank	(135,545)	(0.01)
EUR	3,124	USD	3,270	03/08/2022	RBC	(8)	—
EUR	69,043	USD	72,986	03/08/2022	Standard Chartered	(919)	—
EUR	423,369	USD	447,015	03/08/2022	State Street	(5,101)	—
JPY	3,648,987,507	USD	28,603,032	05/07/2022	Barclays	(1,750,651)	(0.10)
JPY	116,168,703	USD	905,289	05/07/2022	BNP Paribas	(50,420)	—
JPY	94,661,374	USD	744,599	05/07/2022	Merrill Lynch	(47,999)	—
JPY	25,000,000	USD	186,411	05/07/2022	RBC	(2,440)	—
JPY	88,544,312	USD	676,776	05/07/2022	State Street	(25,191)	—
JPY	87,652,031	USD	648,499	03/08/2022	BNP Paribas	(2,322)	—
JPY	21,145,324	USD	156,999	03/08/2022	HSBC	(1,113)	—
JPY	45,144,455	USD	333,184	03/08/2022	Merrill Lynch	(375)	—
USD	6,786,866	EUR	6,512,682	03/08/2022	BNP Paribas	(11,104)	—
USD	273,190	JPY	37,200,000	01/07/2022	RBC	(544)	—
先渡為替契約未実現損失合計						(9,754,414)	(0.58)
先渡為替契約未実現純損失						(9,203,160)	(0.55)

JPMorgan Funds - Latin America Equity Fund

投資有価証券明細表

2022年6月30日現在

投資対象	通貨	株数/額面金額	時価(米ドル)	純資産に 占める 割合(%)	投資対象	通貨	株数/額面金額	時価(米ドル)	純資産に 占める 割合(%)
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品					コロンビア				
株式					Ecopetrol SA	COP	5,660,518	3,122,734	0.77
バミューダ								3,122,734	0.77
Credicorp Ltd.	USD	99,899	11,858,511	2.92					
			11,858,511	2.92	ルクセンブルク				
					Globant SA	USD	55,014	9,458,832	2.33
								9,458,832	2.33
ブラジル					メキシコ				
Ambev SA	BRL	1,491,532	3,826,152	0.94	America Movil SAB de CV, ADR 'L'	USD	549,702	11,046,262	2.72
Atacadao SA	BRL	1,130,147	3,540,248	0.87	Becle SAB de CV	MXN	946,765	2,062,266	0.51
B3 SA - Brasil Bolsa Balcao	BRL	6,593,699	13,675,941	3.37	Bolsa Mexicana de Valores SAB de CV	MXN	4,256,780	7,620,715	1.88
Banco Bradesco SA, ADR Preference	USD	5,580,053	18,107,272	4.46	Corp. Inmobiliaria Vesta SAB de CV	MXN	2,596,230	4,823,812	1.19
Banco BTG Pactual SA	BRL	1,098,232	4,598,529	1.13	Geosoma Lab Internacional SAB de CV	MXN	1,198,275	1,209,499	0.30
Banco do Brasil SA	BRL	706,954	4,382,041	1.08	g'				
Blau Farmaceutica SA	BRL	691,757	3,190,202	0.79	Grupo Aeroportuario del Centro Norte	MXN	415,116	2,710,902	0.67
Bradespar SA Preference	BRL	1,289,106	6,329,094	1.56	SAB de CV				
Caixa Seguridade Participacoes SA	BRL	2,318,422	3,074,075	0.76	Grupo Aeroportuario del Pacifico SAB de CV	MXN	877,209	12,422,854	3.06
Centrais Eletricas Brasileiras SA	BRL	554,244	4,805,544	1.19	g'				
EDP - Energias de Brasil SA	BRL	1,771,663	6,865,198	1.69	Grupo Aeroportuario del Sureste SAB de CV, ADR	USD	71,596	14,266,219	3.52
Gerdau SA, ADR Preference	USD	409,076	1,744,709	0.43	Grupo Financiero Banorte SAB de CV 'U'	MXN	3,225,824	17,794,949	4.39
Itau Unibanco Holding SA Preference	BRL	5,330,157	23,059,228	5.69	Grupo Mexico SAB de CV	MXN	1,671,962	7,048,574	1.74
Itausa SA Preference	BRL	4,960,035	7,964,723	1.96	Grupo Televisa SAB	MXN	1,268,074	2,117,157	0.52
Localiza Rent a Car SA	BRL	1,375,335	13,678,992	3.37	IAA Administradora Industrial S de RL de CV, REIT	MXN	990,862	1,285,828	0.31
Lojas Renner SA	BRL	2,360,017	9,895,367	2.44	Qualitas Controladora SAB de CV	MXN	639,993	2,880,674	0.71
LPS Brasil Consultoria de Inoveis SA	BRL	496,116	241,310	0.06	Regional SAB de CV	MXN	1,700,964	8,019,614	1.98
Petrobras Brasileiro SA, ADR Preference	USD	3,184,803	33,551,900	8.27	Wal-Mart de Mexico SAB de CV	MXN	5,552,802	18,790,267	4.63
Petrobras Brasileiro SA Preference	BRL	397,342	2,100,968	0.52				114,099,592	28.13
Porto Seguro SA	BRL	738,391	2,490,167	0.61	パナマ				
Raia Drogasil SA	BRL	2,054,253	7,447,933	1.84	Copa Holdings SA 'A'	USD	103,185	6,232,374	1.54
Rede D' Or Sao Luiz SA, Reg. S	BRL	194,746	1,061,243	0.26	Intercop Financial Services, Inc.	USD	108,489	2,452,936	0.60
Rumo SA	BRL	1,170,318	3,574,740	0.88				8,685,310	2.14
TOTYS SA	BRL	562,656	2,433,617	0.60	アメリカ				
Transmissora Alimca de Energia Eletrica SA	BRL	164,109	1,199,385	0.30	MercadoLibre, Inc.	USD	8,842	5,462,543	1.35
Vale SA	BRL	2,378,430	35,043,231	8.64				5,462,543	1.35
WEG SA	BRL	2,535,339	12,522,487	3.09	英ヴァージン諸島				
Wilson Sons Holdings Brasil SA	BRL	1,491,210	2,212,870	0.55	Arcos Dorados Holdings, Inc. 'A'	USD	328,952	2,139,833	0.53
			232,617,136	57.35				2,139,833	0.53
ケイマン諸島					株式合計				
XP, Inc.	BRL	96,125	1,668,998	0.41				396,930,650	97.86
XP, Inc. 'A'	USD	98,567	1,711,123	0.42	証券取引所に上場を承認されている 譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計				
			3,380,121	0.83				396,930,650	97.86
チリ									
Banco Santander Chile, ADR	USD	377,732	6,106,038	1.51					
			6,106,038	1.51					

JPMorgan Funds – Latin America Equity Fund

投資有価証券明細表(続き)

2022年6月30日現在

投資対象	通貨	株数/額面金額	時価 (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)	2022年6月30日現在の 投資有価証券の地域別内訳	純資産に 占める割合 (%)
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業					ブラジル	57.35
集団投資スキーム - UCITS					メキシコ	28.13
ルクセンブルク					ルクセンブルク	3.01
JPMorgan USD Liquidity DMOF Fund -					バミューダ	2.92
JPM USD Liquidity DMOF I (dist.) †	USD	2,755,731	2,755,731	0.68	パナマ	2.14
			2,755,731	0.68	チリ	1.51
集団投資スキーム - UCITS合計			2,755,731	0.68	アメリカ	1.35
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業合計			2,755,731	0.68	ケイマン諸島	0.83
投資有価証券合計			309,686,381	98.54	コロンビア	0.77
現金			3,246,430	0.80	英ヴァージン諸島	0.53
その他の資産 / (負債)			2,679,992	0.66	投資有価証券合計	98.54
純資産合計			405,612,803	100.00	現金およびその他資産 / (負債)	1.46
					合計	100.00

† 利害関係人のファンド

JPMorgan Funds – US Growth I

直近計算期間におけるTER(総費用率)

2022年6月30日現在

0.759%

(注) TER(総費用率)は、運用にかかる費用の合計をファンドの純資産の日次平均に対する比率で表したものです。

運用にかかる費用の合計には、運用および顧問報酬、保管報酬、税金、その他費用が含まれております。

当座貸越利息と実積報酬は計算対象から除いております。

(注) 1万口当たりの費用明細が取得できないため、TER(総費用率)を表示しています。

JPMorgan Funds – Latin America Equity I

直近計算期間におけるTER(総費用率)

2022年6月30日現在

1.019%

（参考）

当ファンドは「G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2021年12月20日現在)	(2022年12月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		55,957,773	96,696,262
金銭信託		66,808,268	49,258,485
株式		6,179,708,906	4,711,120,139
未収入金		19,804,472	-
未収配当金		1,923,647	1,935,206
流動資産合計		6,324,203,066	4,859,010,092
資産合計		6,324,203,066	4,859,010,092
負債の部			
流動負債			
未払解約金		72,377,074	4,967
流動負債合計		72,377,074	4,967
負債合計		72,377,074	4,967
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,379,111,340	2,046,113,659
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,872,714,652	2,812,891,466
元本等合計		6,251,825,992	4,859,005,125
純資産合計		6,251,825,992	4,859,005,125
負債純資産合計		6,324,203,066	4,859,010,092

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年12月20日現在)	(2022年12月20日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(会計方針の変更に関する注記)

(2022年12月20日現在)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2021年12月20日現在)	(2022年12月20日現在)
1 期首元本額	2,687,206,175円	2,379,111,340円
期中追加設定元本額	106,175,300円	24,314,724円
期中解約元本額	414,270,135円	357,312,405円
元本の内訳（注）		
日興 J P M 環太平洋ディスカバリー・ファンド	2,350,429,553円	2,007,273,073円
日興 J P M 環太平洋ディスカバリー・ファンド（年 4 回決算型）	28,681,787円	38,840,586円
合 計	2,379,111,340円	2,046,113,659円
受益権の総数	2,379,111,340口	2,046,113,659口
1 口当たりの純資産額 （1 万口当たりの純資産額）	2.6278円 (26,278円)	2.3747円 (23,747円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	(2021年12月20日現在)	(2022年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載してあります。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2021年12月20日現在)	(2022年12月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	138,456,484	579,645,770
合計	138,456,484	579,645,770

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（2022年12月20日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考	
日本円	ライト工業	22,600	1,911.00	43,188,600		
	アサヒグループホールディングス	5,600	4,168.00	23,340,800		
	信越化学工業	2,900	16,920.00	49,068,000		
	日本酸素ホールディングス	14,000	2,014.00	28,196,000		
	上村工業	4,800	5,870.00	28,176,000		
	ユニ・チャーム	4,900	5,207.00	25,514,300		
	第一三共	11,300	4,317.00	48,782,100		
	ブリヂストン	10,100	4,839.00	48,873,900		
	三和ホールディングス	20,400	1,223.00	24,949,200		
	三浦工業	6,700	3,070.00	20,569,000		
	ダイキン工業	2,200	20,705.00	45,551,000		
	日立製作所	8,100	6,890.00	55,809,000		
	ソニーグループ	8,400	10,350.00	86,940,000		
	キーエンス	1,300	53,370.00	69,381,000		
	村田製作所	4,500	6,946.00	31,257,000		
	東京エレクトロン	600	41,590.00	24,954,000		
	デンソー	4,000	6,905.00	27,620,000		
	テルモ	13,000	3,785.00	49,205,000		
	HOYA	5,000	13,125.00	65,625,000		
	任天堂	5,000	5,541.00	27,705,000		
	東日本旅客鉄道	4,400	7,537.00	33,162,800		
	GMOペイメントゲートウェイ	1,600	11,370.00	18,192,000		
	野村総合研究所	9,200	3,115.00	28,658,000		
	ネットワンシステムズ	6,700	3,335.00	22,344,500		
	日本電信電話	13,600	3,727.00	50,687,200		
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	3,100	6,020.00	18,662,000		
	伊藤忠商事	20,300	4,187.00	84,996,100		
	日本瓦斯	14,100	2,146.00	30,258,600		
	丸井グループ	8,900	2,178.00	19,384,200		
	ファーストリテイリング	200	79,200.00	15,840,000		
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	66,900	818.40	54,750,960		
	東京海上ホールディングス	34,800	2,891.50	100,624,200		
	オリックス	40,700	2,139.50	87,077,650		
	三井不動産	12,800	2,441.50	31,251,200		
	日本M&Aセンターホールディングス	13,100	1,611.00	21,104,100		
	電通グループ	4,900	4,105.00	20,114,500		
	リソー教育	62,600	348.00	21,784,800		
	リクルートホールディングス	11,900	4,091.00	48,682,900		
	小計	銘柄数：	38		1,532,280,610	
		組入時価比率：	31.5%		32.5%	
	アメリカドル	KANZHUN LTD-ADR	9,331	19.06	177,848.86	
	小計	銘柄数：	1		177,848.86	
					(23,927,785)	
	組入時価比率：	0.5%		0.5%		
香港ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	33,500	88.10	2,951,350.00		
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	20,000	77.15	1,543,000.00		
	YUM CHINA HOLDINGS INC	11,550	434.00	5,012,700.00		
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	37,900	320.40	12,143,160.00		
	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	31,612	87.05	2,751,824.60		
	JD.COM INC-CL A	20,962	224.20	4,699,680.40		
	MEITUAN-CLASS B	38,700	178.80	6,919,560.00		
	BUDWEISER BREWING COMPANY APAC LIMITED	80,600	24.75	1,994,850.00		
	WUXI BIOLOGICS(CAYMAN)INC	66,000	50.20	3,313,200.00		
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	102,500	42.10	4,315,250.00		

	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	18,200	329.60	5,998,720.00	
	AIA GROUP LTD	105,000	83.55	8,772,750.00	
	PRUDENTIAL PLC	17,150	101.40	1,739,010.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES	119,000	39.05	4,646,950.00	
	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE	130,000	15.38	1,999,400.00	
小計	銘柄数:	15		68,801,405.00	
				(1,189,576,292)	
	組入時価比率:	24.5%		25.3%	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,200	34.11	245,592.00	
小計	銘柄数:	1		245,592.00	
				(24,357,814)	
	組入時価比率:	0.5%		0.5%	
タイバーツ	AIRPORTS OF THAILAND PUBLIC COMPANY-NVDR	129,400	73.75	9,543,250.00	
小計	銘柄数:	1		9,543,250.00	
				(36,741,512)	
	組入時価比率:	0.8%		0.8%	
インドネシアルピア	PT UNILEVER INDONESIA TBK	349,600	4,730.00	1,653,608,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	1,710,407	4,970.00	8,500,722,790.00	
	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	1,333,800	8,650.00	11,537,370,000.00	
	PT TELKOM INDONESIA(PERSERO)TBK	690,000	3,720.00	2,566,800,000.00	
小計	銘柄数:	4		24,258,500,790.00	
				(211,048,956)	
	組入時価比率:	4.3%		4.5%	
韓国ウォン	AFRECATV CO LTD	2,401	79,500.00	190,879,500.00	
	KAKAO CORP	4,451	55,800.00	248,365,800.00	
	NCISOFT CORPORATION	932	442,500.00	412,410,000.00	
	LG H AND H CO LTD	834	686,000.00	572,124,000.00	
	HUGEL INC	1,900	134,100.00	254,790,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	39,032	59,500.00	2,322,404,000.00	
	SK HYNIX INC	6,990	79,000.00	552,210,000.00	
小計	銘柄数:	7		4,553,183,300.00	
				(471,254,471)	
	組入時価比率:	9.7%		10.0%	
新台湾ドル	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	21,000	467.50	9,817,500.00	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	56,836	218.00	12,390,248.00	
	ADVANTECH CO LTD	24,000	339.00	8,136,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	75,000	290.00	21,750,000.00	
	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	6,000	2,250.00	13,500,000.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	21,000	294.00	6,174,000.00	
	SILERGY CORP	14,000	471.50	6,601,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	155,540	466.50	72,559,410.00	
小計	銘柄数:	8		150,928,158.00	
				(660,688,011)	
	組入時価比率:	13.6%		14.0%	
インドルピー	HDFC BANK LTD	42,855	1,644.75	70,485,761.25	
	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	11,497	1,858.15	21,363,150.55	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	11,052	2,710.55	29,956,998.60	
	HDFC LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED	63,746	584.45	37,256,349.70	
	INFOSYS LIMITED	28,569	1,507.35	43,063,482.15	
小計	銘柄数:	5		202,125,742.25	
				(331,486,217)	
	組入時価比率:	6.8%		7.0%	
オフショア元	HAN'S LASER TECHNOLOGY INDUSTRY GROUP-A	59,500	26.22	1,560,090.00	
	ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD-A	58,270	48.53	2,827,843.10	
	ZHEJIANG WEIXING NEW BUILDING MATERIAL-A	116,400	21.70	2,525,880.00	
	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD COMPA-A	36,000	80.08	2,882,880.00	

	KWEI CHOW MOUTAI CO LTD-A	1,200	1,773.00	2,127,600.00	
小計	銘柄数:	5		11,924,293.10	
				(229,758,471)	
	組入時価比率:	4.7%		4.9%	
合計				4,711,120,139	
				(3,178,839,529)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2023年1月4日現在)

種類	金額	単位
資産総額	8,678,930,293	円
負債総額	11,710,241	円
純資産総額(-)	8,667,220,052	円
発行済口数	4,441,573,392	口
1口当たり純資産額(/)	1.9514	円

(参考) G I Mアジア・オセアニア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2023年1月4日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,714,855,931	円
負債総額	4,001,220	円
純資産総額(-)	4,710,854,711	円
発行済口数	2,022,391,500	口
1口当たり純資産額(/)	2.3293	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の再分割
委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- (2) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額（2023年1月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

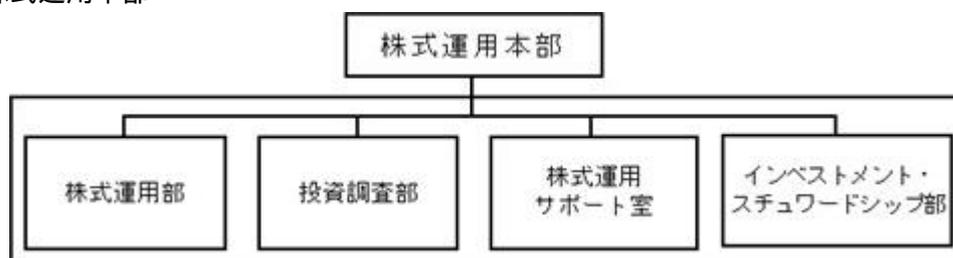
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- （a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室およびインベストメント・スチュワードシップ部で構成されます。
- （b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- （d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。
- （e）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。
 - 1．スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。
 - 2．スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。
 - 3．スチュワードシップ活動に関して、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

（ロ）前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2023年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2023年1月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。 ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	56	753,107
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	74	5,144,385
総合計	130	5,897,492
親投資信託	48	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第33期中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w C あらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (2021年 3 月31日)	第32期 (2022年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,142,958	18,159,513
前払費用	21,674	14,017
未収入金	8,485	18,237
未収委託者報酬	2,100,011	1,938,156
未収収益	2,599,647	956,791
関係会社短期貸付金	1,700,000	1,000,000
その他	4,938	14,727
流動資産合計	24,577,716	22,101,444
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	21,892	21,892
器具備品減価償却累計額	12,845	16,377
有形固定資産計	9,046	5,514
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	192,744	2,343,640
敷金保証金	83,967	76,522
前払年金費用	150,945	189,042
繰延税金資産	393,031	891,939
その他	8,754	5,500
投資その他の資産合計	889,443	3,566,646
固定資産合計	898,490	3,572,160
資産合計	25,476,207	25,673,604

(単位:千円)

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	152,810	172,706
未払金	1,657,429	3,043,065
未払手数料	969,445	900,327
その他未払金	687,983	2,142,738
未払費用	513,505	154,360
未払法人税等	1,604,718	582,160
賞与引当金	852,844	924,994
役員賞与引当金	66,485	54,793
流動負債合計	4,847,794	4,932,080
固定負債		
長期未払金	230,152	259,178
賞与引当金	468,136	743,912
役員賞与引当金	132,202	128,761
固定負債合計	830,491	1,131,851
負債合計	5,678,285	6,063,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,546,042	16,475,344
利益剰余金合計	16,579,718	16,509,020
株主資本合計	19,797,718	19,727,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	202	117,348
評価・換算差額等合計	202	117,348
純資産合計	19,797,921	19,609,672
負債・純資産合計	25,476,207	25,673,604

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第32期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,210,022	11,638,721
運用受託報酬	9,990,252	7,817,385
業務受託報酬	1,781,474	2,379,908
その他営業収益	93,012	132,493
営業収益合計	23,074,762	21,968,508
営業費用		
支払手数料	5,711,697	5,885,809
広告宣伝費	92,591	105,330
調査費	1,989,635	1,887,761
委託調査費	1,704,125	1,597,303
調査費	267,484	273,818
図書費	18,025	16,638
委託計算費	279,663	263,612
営業雑経費	202,218	182,365
通信費	12,892	8,534
印刷費	147,956	138,892
協会費	41,369	34,938
営業費用合計	8,275,806	8,324,879
一般管理費		
給料	5,189,294	5,437,200
役員報酬及び賞与	282,890	325,451
給料・手当	2,896,911	2,845,134
賞与	867,658	1,166,857
賞与引当金繰入額	1,070,437	1,021,409
役員賞与引当金繰入額	71,396	78,348
福利厚生費	376,875	373,895
交際費	12,096	12,247
寄付金	16,761	10,608
旅費交通費	687	3,585
租税公課	171,713	152,691
不動産関連費用	1,071,717	1,074,147
退職給付費用	195,441	179,059
退職金	215,744	48,776
消耗器具備品費	19,208	10,588
事務委託費	246,791	214,091
関係会社等配賦経費	2,096,413	2,065,052
減価償却費	6,092	3,532
諸経費	70,894	89,441
一般管理費合計	9,689,732	9,674,918
営業利益	5,109,223	3,968,710

（単位：千円）

		第31期 （自2020年4月1日 至2021年3月31日）	第32期 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）
営業外収益			
受取配当金	1	352,360	24
投資有価証券売却益		268	0
受取利息	1	8,463	5,171
為替差益		27,896	-
その他営業外収益		326	11,371
営業外収益合計		389,316	16,567
営業外費用			
為替差損		-	128,721
その他営業外費用		2,756	-
営業外費用合計		2,756	128,721
経常利益		5,495,782	3,856,556
税引前当期純利益		5,495,782	3,856,556
法人税、住民税及び事業税		1,960,274	1,474,283
法人税等調整額		427,280	447,028
法人税等合計		1,532,993	1,027,254
当期純利益		3,962,788	2,829,301

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益 剰余金	
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	14,583,253	14,616,930	17,834,930
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	2,000,000	2,000,000	2,000,000
当期純利益	-	-	-	-	3,962,788	3,962,788	3,962,788
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,962,788	1,962,788	1,962,788
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	16,546,042	16,579,718	19,797,718

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	54	54	17,834,985
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	2,000,000
当期純利益	-	-	3,962,788
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	147	147	147
当期変動額合計	147	147	1,962,936
当期末残高	202	202	19,797,921

第32期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	16,546,042	16,579,718	19,797,718
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	2,900,000	2,900,000	2,900,000
当期純利益	-	-	-	-	2,829,301	2,829,301	2,829,301
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	70,698	70,698	70,698
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	16,475,344	16,509,020	19,727,020

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	202	202	19,797,921
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	2,900,000
当期純利益	-	-	2,829,301
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	117,550	117,550	117,550
当期変動額合計	117,550	117,550	188,249
当期末残高	117,348	117,348	19,609,672

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 5年

4．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

「収益認識に関する会計基準」を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第31期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第32期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
関係会社からの受取利息	8,463千円	5,171千円
関係会社からの受取配当金	344,000千円	- 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

2．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	35,546	2020年3月31日	2020年6月26日

第32期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,900,000	51,541	2021年3月31日	2021年6月28日

(リース取引関係)

第31期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第32期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)						
該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">2,087千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">7,133千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,221千円</td> </tr> </table>	1年以内	2,087千円	1年超	7,133千円	合計	9,221千円
1年以内	2,087千円						
1年超	7,133千円						
合計	9,221千円						

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドへの短期貸付を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、3ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほぼないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

第31期（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	230,152	230,152	-
負債計	230,152	230,152	-

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	188,432

第32期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	2,034,881	2,034,881	-
資産計	2,034,881	2,034,881	-
長期未払金	259,178	259,178	-
負債計	259,178	259,178	-

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	308,759

（2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

第31期（2021年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	-	230,152	-	230,152
負債計	-	230,152	-	230,152

第32期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	-	259,178	-	259,178
負債計	-	259,178	-	259,178

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

なお、（金融商品関係）の「2．金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5 - 2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は（金融商品関係）の「2．金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	18,142,958	-	-	-
未収委託者報酬	2,100,011	-	-	-
未収収益	2,599,647	-	-	-
関係会社短期貸付金	1,700,000	-	-	-
合計	24,542,617	-	-	-

第32期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	18,159,513	-	-	-
未収委託者報酬	1,938,156	-	-	-
未収収益	956,791	-	-	-
関係会社短期貸付金	1,000,000	-	-	-
合計	22,054,462	-	-	-

（有価証券関係）

1．関係会社株式

関係会社株式（第31期の貸借対照表計上額は60,000千円、第32期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載していません。

2．その他有価証券

第31期（2021年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 188,432千円）については市場価格のない株式等と認められるため、次表には記載していません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	4,312	4,020	292
合計		4,312	4,020	292

第32期（2022年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 308,759千円）については市場価格のない株式等と認められるため、次表には記載していません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	5,415	5,010	405
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	2,029,466	2,199,010	169,543
合計		2,034,881	2,204,020	169,138

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

第31期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	3,768	268	-

第32期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	10	0	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,395,783	1,464,414
勤務費用	167,249	161,163
利息費用	6,979	7,322
数理計算上の差異の発生額	53,192	13,354
退職給付の支払額	158,789	84,742
退職給付債務の期末残高	1,464,414	1,561,511

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	1,604,595	1,776,761
期待運用収益	8,023	5,330
数理計算上の差異の発生額	149,600	78,815
事業主からの拠出額	173,332	161,872
退職給付の支払額	158,789	84,742
年金資産の期末残高	1,776,761	1,780,406

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,464,414	1,561,511
年金資産	1,776,761	1,780,406
	312,347	218,895
未認識数理計算上の差異	161,402	29,853
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	150,945	189,042
前払年金費用	150,945	189,042
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	150,945	189,042

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第31期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第32期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	167,249	161,163
利息費用	6,979	7,322
期待運用収益	8,023	5,330
数理計算上の差異の費用処理額	32,260	39,380
過去勤務債務の費用処理額	-	-
その他(注1)	1,303	1,758
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用(注2)	135,248	125,533

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
債券	13%	30%
現金及び預金	87%	70%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	0.5%	0.5%
長期期待運用収益率	0.5%	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第31期事業年度60,193千円、第32期事業年度53,526千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	391,656	494,974
未払費用	82,101	92,420
未払事業税	86,823	43,648
長期前払費用	100,644	108,639
減価償却超過額	146,344	156,941
その他有価証券評価差額金	-	51,790
その他	6,254	6,965
繰延税金資産小計	813,822	955,380
評価性引当額	374,481	5,556
繰延税金資産合計	439,340	949,824
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	46,309	57,884
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	393,031	891,939

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第31期 (2021年3月31日)	第32期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%	5.45%
評価性引当額	4.81%	9.56%
住民税等均等割	0.08%	0.09%
過年度法人税等	0.16%	0.03%
その他	0.01%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.90%	26.63%

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第31期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	11,210,022	7,849,150	1,781,474	93,012	20,933,660
成功報酬	-	2,141,101	-	-	2,141,101
合計	11,210,022	9,990,252	1,781,474	93,012	23,074,762

第32期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	11,638,721	7,767,763	2,379,908	132,493	21,918,886
成功報酬	-	49,621	-	-	49,621
合計	11,638,721	7,817,385	2,379,908	132,493	21,968,508

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,210,022	9,990,252	1,781,474	93,012	23,074,762

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	香港	その他	合計
12,799,203	4,977,728	3,394,022	1,903,807	23,074,762

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	4,966,592	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	3,333,286	資産運用業

第32期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,638,721	7,817,385	2,379,908	132,493	21,968,508

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	香港	その他	合計
12,737,897	3,941,639	2,874,061	2,414,909	21,968,508

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,923,766	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	2,802,256	資産運用業

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

第31期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	213,649 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	-	-	未払金	391,741

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファン・ド・リミテッド	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	3,500千円	外国投資 信託の管理会社としての業務	所有 直接 100%	資金の貸借等 及び役員の兼任	資金の貸付（注）	8,000,000	関係会社 短期貸付金	1,700,000
							資金の回収	9,100,000		
							受取利息	8,463	未収収益	17
							配当の受取	344,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社がある会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	4,733,256	未収収益	790,138
							調査費	994,861	未払費用	299,344
最終的な親会社がある会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港 セントラル	60百万 香港ドル	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	3,325,196	未収収益	968,603

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第32期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	214,618 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	-	-	未払金	419,815

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファン・ド・リミテッド	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	3,500千円	外国投資 信託の管 理会社と しての業 務	所有 直接 100%	資金の貸借等 及び役員 の兼任	資金の貸付 (注)	5,000,000	関係会社 短期貸付金	1,000,000
							資金の回収	5,700,000		
							受取利息	5,171	未収収益	10
							配当の受取	-	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社 が同一である 会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資の助言ま たは投資一任	運用受託 報酬	3,567,211	未収収益	291,744
							調査費	1,133,637	未払金	1,448,636
最終的な親会社 が同一である 会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港 セントラル	2,790百万 香港ドル	投資運用業	なし	投資の助言ま たは投資一任	運用受託 報酬	2,794,833	未収収益	123,299

(注1) 取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社 J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	第31期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第32期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	351,869.22円	348,523.46円
1株当たり当期純利益	70,430.80円	50,285.28円

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第31期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第32期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	3,962,788千円	2,829,301千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,962,788千円	2,829,301千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

(重要な後発事象に関する注記)

該当ありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第33期中間会計期間末

(2022年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	17,475,296
前払費用	61,563
未収入金	51,013
未収委託者報酬	1,906,897
未収収益	1,328,042
関係会社短期貸付金	500,000
その他	382
流動資産合計	21,323,196

固定資産

投資その他の資産

関係会社株式	60,000
投資有価証券	429,021
敷金保証金	33,445
前払年金費用	201,811
繰延税金資産	1,250,064
その他	5,500
投資その他の資産合計	1,979,843

固定資産合計	1,979,843
--------	-----------

資産合計	23,303,039
------	------------

(単位：千円)

第33期中間会計期間末

(2022年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	107,516
未払金	1,284,024
未払手数料	865,479
その他未払金	418,544
未払費用	298,764
未払法人税等	816,609
賞与引当金	1,854,227
役員賞与引当金	64,857
流動負債合計	4,425,999
固定負債	
長期未払金	269,680
賞与引当金	1,047,897
役員賞与引当金	233,311
固定負債合計	1,550,889
負債合計	5,976,888
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	14,074,188
利益剰余金合計	14,107,864
株主資本合計	17,325,864
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	286
評価・換算差額等合計	286
純資産合計	17,326,151
負債・純資産合計	23,303,039

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第33期中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
<hr/>		
営業収益		
委託者報酬		5,111,146
運用受託報酬		3,621,271
業務受託報酬		1,329,997
その他営業収益		78,246
営業収益合計		<hr/> 10,140,662
営業費用		
支払手数料		2,593,916
調査費		871,789
その他営業費用		281,934
営業費用合計		<hr/> 3,747,640
一般管理費	1	<hr/> 5,229,677
営業利益		<hr/> 1,163,344
営業外収益	2	17,396
営業外費用	3	443,992
経常利益		<hr/> 736,747
税引前中間純利益		<hr/> 736,747
法人税、住民税及び事業税		747,945
法人税等調整額		410,041
法人税等合計		<hr/> 337,903
中間純利益		<hr/> 398,844

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 5年

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間末 (2022年9月30日)	
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうち、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	294千円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	18千円
受取利息	1,558千円
投資有価証券売却益	33千円
雑益	15,785千円
3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	159,661千円
投資有価証券売却損	284,331千円

（リース取引関係）

第33期中間会計期間末 (2022年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,859千円
1年超	5,422千円
合計	7,282千円

（金融商品関係）

第33期中間会計期間末（2022年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期末払金	269,680	269,680	-
負債計	269,680	269,680	-

（注1）時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	424,608

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	-	269,680	-	269,680
負債計	-	269,680	-	269,680

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

なお、（金融商品関係）の「金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5 - 2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の中間貸借対照表計上額は（金融商品関係）の「金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間末（2022年9月30日）

1．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 424,608千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	5,111,146	3,621,271	1,329,997	78,246	10,140,662
成功報酬	-	-	-	-	-
合計	5,111,146	3,621,271	1,329,997	78,246	10,140,662

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,111,146	3,621,271	1,329,997	78,246	10,140,662

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	香港	その他	合計
5,705,349	1,668,640	998,040	1,768,631	10,140,662

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,658,796	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	964,644	資産運用業

（ 1 株当たり情報）

第33期中間会計期間 （自2022年4月1日 至2022年9月30日）	
1株当たり純資産額	307,938.35円
1株当たり中間純利益金額	7,088.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	398,844千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	398,844千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2022年3月末現在）
 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	楽天証券株式会社	19,495百万円 (2022年7月6日現在)	同上
3	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同上
4	松井証券株式会社	11,945百万円	同上

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書は、以下の記載をすることがあります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

交付目論見書および請求目論見書の表紙または裏表紙に図案、委託会社のロゴおよび管理番号等を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月日を記載します。

- (2) 交付目論見書の表紙、表紙裏または手続・手数料等お申込みメモに、以下の項目について記載します。

委託会社の照会先（電話番号および受付時間、ホームページアドレス）。

当ファンドの課税上の取扱い。

当ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できる旨。

金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される請求目論見書は、委託会社のホームページに掲載されており、当ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されている旨。

交付目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨。

当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。

「ご購入に際しては、交付目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨。

- (3) 請求目論見書の表紙または表紙の次に、以下の項目について記載します。

請求目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨。

当ファンドの課税上の取扱い。

- (4) 請求目論見書は、以下の項目について記載します。

投資信託約款の全文を請求目論見書に記載します。なお、請求目論見書の記載項目と重複する項目については、投資信託約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。

請求目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。

- (5) 交付目論見書に記載する運用実績は、データを適時更新することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山口 健 志
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興 J P 環太平洋ディスカバリー・ファンドの2021年12月21日から2022年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興 J P 環太平洋ディスカバリー・ファンドの2022年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月2日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。